

令和8年4月23日(木)9:00～
朝霞市立朝霞第三中学校

令和8年度 第1回学校運営協議会

【司会:教頭 記録:主幹教諭】

- 1 開会のことば
- 2 学校長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 協 議

【内容】

- (1) 令和8年度 学校経営の構想及び方針について
- (2) 令和8年度 学校行事年間計画について
- (3) その他

- 6 連絡
 - (1) 第2回学校運営協議会 日程について
 - (2) その他

- 7 閉会のことば



<4月号>

朝三中だより

朝霞市立朝霞第三中学校
令和8年4月8日発行

〒351-0023

朝霞市溝沼 1043-1
TEL 048(464) 7575
FAX 048(460) 2280

一人一人が輝き みんなが「育つ」学校 <目指す学校像>

校長 野口 邦彦

春の暖かさを待ちわびたように、黒目川の桜も満開となり、朝霞第三中学校の令和8年度がはじまりました。

まずは、第54期新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。また、2年生、3年生の皆さん、進級おめでとうございます。新しいクラスで、新しい先生や友だちとの出会いを大切にして、今年度も、自分の「育つ」が実感できる1年にしていってほしいと願っています。

保護者の皆様、地域の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に対して温かいご支援とご協力をいただき、誠にありがとうございます。本校3年目となりました、校長の 野口 邦彦です。今年度も、どうぞ宜しくお願いいたします。

今年度の全校生徒数は820人(1年生は288人、2年生は280人、3年生は252人)、通常学級23学級(1年は9学級、2, 3年は7学級)、特別支援学級は3学級の合計26学級、教職員は総勢69人でのスタートとなります。

令和8年度の学校教育目標も、下記のとおりです。生徒一人一人の知・徳・体をバランス良く育んでいくよう努めてまいります。また、目指す学校像は、今年度も「育つ」ということに重点を置いて、様々な教育活動に取り組んでまいります。



学校教育目標

「真理を求め、進んで学習する生徒」

「自ら考え、責任を持って行動する生徒」

「心身ともにたくましい生徒」

目指す学校像

『一人一人が輝き みんなが「育つ」学校』

さて、私は「生徒は『未来』であり、学校・地域の『宝』である」と思っております。そして、その生徒達が集まる場である学校は『育つ』場でありたいと考えます。「育てる」ではないのかとお考えになるかもしれませんが、あえて『育つ』にしました。人は、誰もが未完成であり、様々な出会いや色々な体験、活動等を通して、自ら何かを学び、自ら成長していく、それが「育つ」です。成長しなくていい、向上しなくていいという人は、誰もいません。「今よりも、自分を伸ばしたい」「少しでもより良いものを目指したい」そんな、気持ちが自らを育てていきます。そして、朝霞三中は、そんな、みんなが「育つ」場でありたいと考えます。今、AI等の進化により、社会全体が急激に大きく変化をしていく中、学校もそれに対応した変化を求められています。生徒達が活躍する10年後、20年後の社会がどうなっているのか、誰もわかりません。ただ、ひとつ言えることは、今はない「新たな課題」に向かっていかなければならず、その中心にいるのは今の生徒達です。その為にも、必要なのが「育つ」という力です。様々なことから、自ら学び、自ら考え、行動する中で答えを見つけていく。その繰り返しが「(自ら)育つ」につながっていきます。朝霞三中で過ごす日々の中で、そんな力(「育つ」)が育める場に、朝霞三中をしていければと思います。

今年度も、生徒はもちろん、教職員、そして三中にかかわるすべての人が「自分らしく」輝き、みんなが共に育っていける、そんな学校を目指していきたいと思います。

★ 令和8年度年間行事計画

朝霞市立朝霞第三中学校

日	曜	4月	日	曜	5月	日	曜	6月	日	曜	7月	日	曜	8月	日	曜	9月	日	曜	10月	日	曜	11月	日	曜	12月	日	曜	令和9年1月	日	曜	2月	日	曜	3月	
1	水		1	金		1	月		1	水	専門委員会	1	土	彩夏祭②	1	火	避難訓練	1	木		1	日		1	火		1	金	元日	1	月	2年振替休業日	1	月	県公立入試(特色)	
2	木		2	土		2	火	生徒総会	2	木		2	日	彩夏祭③	2	水	給食開始 専門委員会(前期最終)	2	金	壮行会	2	月	振替休業日	2	水		2	土		2	火		2	火	成績処理のため5時間 県公立追検査	
3	金		3	日	憲法記念日	3	水	専門委員会	3	金		3	月		3	木		3	土	新人地区①	3	火	文化の日	3	木	学校保健委員会予備日	3	日		3	水	3年三者面談	3	水	三送会 成績処理のため5時間 特支保護者会	
4	土		4	月	みどりの日	4	木	歯科検診②	4	土		4	火		4	金	市内英語弁論大会	4	日	新人地区(バレー)	4	水	1・2年教育相談面談 3年三者面談	4	金		4	月		4	木	3年三者面談	4	木	成績処理のため5時間 3年成績交換日	
5	日		5	火	子どもの日	5	金	通信陸上県大会	5	日		5	水	学校開庁日	5	土		5	月		5	木	1・2年教育相談面談 3年三者面談	5	土		5	火		5	金	3年三者面談	5	金	県公立合格発表	
6	月		6	水	振替休日	6	土	通信陸上県大会	6	月	成績処理のため5時間	6	木	学校開庁日	6	日	北辰テスト	6	火	新人地区②(給食なし)	6	金	1・2年教育相談面談 3年三者面談	6	日	北辰テスト	6	水		6	土	市内書き初め展	6	土		
7	火	準備登校	7	木	県学園(2年生) 専門委員会	7	日		7	火	成績処理のため5時間	7	金	学校開庁日	7	月		7	水	新人地区③ 新人陸上県大会	7	土	県駅伝大会	7	月	進路検討会議	7	木		7	日	市内書き初め展	7	日		
8	水	始業式 入学式	8	金	県学園(3年生)	8	月	校内研修 部活動停止期間(～14日)	8	水	成績処理のため5時間 県代表者会議	8	土		8	火		8	木	新人地区④ 新人陸上県大会 部活動停止期間(～14日)	8	日	北辰テスト	8	火	3年三者面談	8	金	始業式	8	月		8	月	校内研修	
9	木	学年内授業3時間 小学校入学式(PM)	9	土		9	火		9	木		9	日		9	水		9	金	新人地区(予備)	9	月	学年会	9	水	3年三者面談	9	土		9	火		9	火	新入生活動見学日	
10	金	学年内授業3時間	10	日		10	水		10	金	保護者会	10	月	学校開庁日	10	木		10	土		10	火	1・2年教育相談面談 3年三者面談	10	木	3年三者面談	10	日		10	水	専門委員会(3年最終)	10	水	卒業証書授与式予行 新入生活動見学日	
11	土		11	月	教育実習開始(～29日) 県学園(1年生) 校内研修	11	木	内科検診	11	土		11	火	山の日	11	金	修学旅行①	11	日	北辰テスト	11	水	1・2年教育相談面談 3年三者面談	11	金	1・2年・特支保護者会	11	月	成人の日	11	木	建国記念の日	11	木	卒業証書授与式準備	
12	日		12	火		12	金	進路説明会	12	日		12	水	学校開庁日	12	土	修学旅行②	12	月	スポーツの日	12	木	部活動停止期間(～18)	12	土		12	火	給食開始 第3回校長会テスト	12	金		12	金	卒業証書授与式 1年生臨時休業日	
13	月	給食開始 対面式 発育測定(1・3年) 仮入部①	13	水	全校集会	13	土		13	月	表彰集会	13	木	学校開庁日	13	日	修学旅行③	13	火	県代表者会議	13	金	本校研究開発発表日	13	日		13	水	専門委員会	13	土		13	土		
14	火	発育測定(2年) 避難訓練 仮入部②	14	木	体育大会予行	14	日		14	火		14	金	学校開庁日	14	月	3年振替休業日	14	水		14	土	県民の日(学校開庁日)	14	月		14	木	音楽鑑賞会(2年生)	14	日		14	日	北辰テスト	
15	水	発育測定(特支) 専門委員会	15	金	体育大会予行予備日 体育大会準備	15	月	定期テスト(仮称)	15	水	給食終了	15	土		15	火	3年振替休業日	15	木	中間テスト	15	日		15	火		15	金	避難訓練	15	月		15	月		
16	木	仮入部③	16	土	体育大会	16	火	定期テスト(仮称)	16	木		16	日		16	水		16	金	中間テスト	16	月		16	水	専門委員会	16	土		16	火		16	火	1・2年成績交換日	
17	金	眼科検診 保護者会	17	日		17	水		17	金	終業式 職員会議 ふれあいデー 校内研修	17	月		17	木		17	土		17	火		17	木		17	日		17	水	志願先変更①	17	水	専門委員会(最終)	
18	土		18	月	振替休業日	18	木		18	土	学総陸上県大会	18	火		18	金	新人陸上地区大会	18	日		18	水		18	金		18	月		18	木	志願先変更②	18	木		
19	日		19	火	体育大会予備日	19	金		19	日	学総陸上県大会 北辰テスト	19	水		19	土		19	月	後期時間割開始 校内研修	19	木	期末テスト	19	土		19	火		19	金	3年学年末テスト なかよし発表会	19	金	1・2年保護者会	
20	月	時間割開始 職員会議 ふれあいデー 校内研修(配属生徒)	20	水	朝霞市一斉主任会	20	土		20	月	海の日	20	木	職員会議 ふれあいデー 校内研修	20	日		20	火	学校公開日①	20	金	期末テスト	20	日		20	水		20	土		20	土		
21	火	PM授業公開 仮入部④(保護者公開)	21	木	体育大会予備日	21	日	北辰テスト	21	火	夏季休業日 三者面談(～31)	21	金		21	月	敬老の日	21	水	学校公開日②	21	土		21	月		21	木		21	日		21	日	春分の日	
22	水	PM授業公開 仮入部⑤(保護者公開)	22	金	地区通信陸上	22	月		22	水		22	土		22	火	国民の休日	22	木	第2回校長会テスト 専門委員会(後期開始)	22	日		22	火	給食終了	22	金	新入生活保護者説明会 私立入試集中日	22	月	職員会議 ふれあいデー	22	月	振替休日	
23	木	全学園(国数英賞) 仮入部⑥	23	土	地区通信陸上	23	火		23	木		23	日		23	水	秋分の日	23	金	地区駅伝大会	23	月	勤労感謝の日	23	水		23	土	私立入試集中日	23	火	天皇誕生日	23	火	給食終了 2年球技会	
24	金	本入部	24	日		24	水	壮行会	24	金		24	月		24	木		24	土	学校公開日③(AM)	24	火	職員会議 ふれあいデー	24	木	終業式 職員会議 ふれあいデー 校内研修	24	日		24	水	表彰集会	24	水	小学校卒業証書授与式 1年球技会	
25	土		25	月	心臓検診(1年) 職員会議 ふれあいデー	25	木	学総地区①(給食なし)	25	土		25	火		25	金	生徒会役員選挙	25	日		25	水	全校集会	25	金	冬季休業日	25	月	職員会議 ふれあいデー	25	木	県公立入試(学校) 1・2年学年末テスト	25	木	新入生一日入学	
26	日	北辰テスト	26	火	耳鼻科検診	26	金	学総地区②(給食なし)	26	日		26	水		26	土		26	月	表彰集会 職員会議 ふれあいデー	26	木	1・2年期末テスト? 学校保健委員会	26	土		26	火		26	金	県公立入試(面接) 1・2年学年末テスト	26	金	修了式 職員会議 ふれあいデー	
27	月		27	水		27	土	学総地区③ 市内硬筆展	27	月		27	木		27	日		27	火	地区駅伝大会予備日	27	金	1・2年期末テスト? 専門委員会	27	日		27	水	職業体験①	27	土		27	土		
28	火	PTA総会 部活動保護者会	28	木	歯科検診①	28	日	学総地区(バレー) 市内硬筆展	28	火		28	金	第1回校長会テスト	28	月	生徒会認証式 職員会議 ふれあいデー	28	水		28	土		28	月		28	木	職業体験② スキー林間①	28	日		28	日		
29	水	昭和の日	29	金		29	月	学総地区④ 職員会議 ふれあいデー	29	水	教育課程研究協議会	29	土		29	火		29	木		29	日		29	火	学校開庁日	29	金	職業体験③ スキー林間②				29	月	学年末休業日	
30	木	全学園(英・話すこと)	30	土		30	火	学総地区(予備)	30	木		30	日		30	水	発育測定	30	金	合唱コンクール	30	月		30	水	学校開庁日	30	土	スキー林間③ 吹奏楽器楽フェスティバル				30	火		
			31	日					31	金	彩夏祭①	31	月	始業式 教育実習開始(～18日)				31	土					31	木	学校開庁日	31	日	北辰テスト 吹奏楽器楽フェスティバル				31	水		
日数																																				

第3期朝霞市教育振興基本計画 概要版

令和8（2026）年度～ 令和12（2030）年度

基本理念

豊かな心で

ともに未来をつくる

朝霞の教育

朝霞市教育委員会

第3期朝霞市教育振興基本計画

- ・本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく本市の教育振興施策に関する基本的な計画として、国の第4期教育振興基本計画、埼玉県第4期教育振興基本計画を参酌しつつ、第6次朝霞市総合計画との整合性を図り、本市における教育振興を図るための基本的な計画です。
- ・計画期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間です。

基本理念 豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育

情報化、グローバル化など社会の変化が進む中で、こどもたちが社会の変化に主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と関わりながら、よりよい社会と幸福な人生を拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通じて必要な力を育んでいくことが重要であると考えています。

また、生涯にわたる学びを通じて、学習成果を仕事や地域、社会問題の発見・解決につなげ、地域の特色を活かしたコミュニティづくりへ発展させていくことが重要であると考えています。

これらを踏まえ、第3期計画では第2期計画で育んできた「生きる力」を土台としつつ、未来に向かって生き抜く力を育んでいくために、第3期計画における本市の教育についての基本理念を「豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育」とします。

基本方針

学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、 よりよい社会を創造するこどもたちをはぐくみます

こどもたちが自己実現を果たし、責任感や創造力を持って社会に貢献できるように環境を整えることを目指します。

一人一人が心豊かに ともに学び 生きるまちを目指します

芸術文化・スポーツを通じて、すべての住民が尊重され、互いに支え合いながら心豊かな日々を送ることができる地域社会を目指します。

基本目標

(1)持続可能な社会の創り手の育成	(7)生涯にわたる学びの推進
(2)確かな学力と自立する力の育成	(8)学びを支える環境の充実
(3)多様なニーズに対応した教育の推進	(9)スポーツ・レクリエーション活動の推進
(4)質の高い学校教育を推進するための環境の充実	(10)利用しやすい施設の提供
(5)学校施設の適切な維持・管理	(11)歴史や伝統の保護・活用
(6)学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	(12)芸術文化の振興
	(13)人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

【学校教育】

基本目標１ 持続可能な社会の創り手の育成

施策１ 豊かな心を育む教育の推進

- ◆ 答えが一つではない道徳的な課題にこどもたちが向き合い、考え、議論する態度を育みます。
- ◆ こどもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、自立心を育むほか、周囲と協力して取り組むなど、好ましい人間関係を醸成します。
- ◆ こどもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、発達段階に応じた様々な体験活動を推進します。
- ◆ 知識を広め、心を豊かにするため、「朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画」や「埼玉県子供読書活動推進計画*」に基づき、こどもの読書活動を推進します。

施策２ いじめ・不登校対策の推進

- ◆ いじめは全てのこどもたちに関係する問題であり、どのこどもでも、どの学校でも起こり得るものであるとの認識の下、「いじめ防止対策推進法*」や「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」などに基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進めます。
- ◆ 多様化する家庭環境にあるこどもたちの悩みや課題に寄り添う教育相談活動を行い、きめ細かな支援や指導を行います。
- ◆ 不登校児童生徒一人一人の可能性を伸ばせるよう、本人の意思を尊重した上で、関係機関と連携し、社会的自立に向けた支援を行います。
- ◆ 家庭・地域及び関係機関とつながり合い、こどもたちを取り巻く環境に働きかけることで、こどもの問題行動の早期解決に努めます。
- ◆ 様々な人権課題に対応した教育を推進します。

施策３ こどもの意見反映を推進するとともに人権を尊重した教育の充実

- ◆ 「子どもの権利条約*」の趣旨に則った教育を推進します。また、こどもたちの思いや考えを問い、教育活動における取組の検討材料とします。
- ◆ こどもたちが各学校において、教育活動全体を通じて、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、豊かな人権感覚を育成できる教育活動を行います。
- ◆ 他課と協力し、学校・家庭・地域が連携して人権意識*の高揚を図ります。
- ◆ 関係機関とのネットワークを強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- ◆ 様々な人権課題に対応した教育を推進します。
- ◆ 教職員等による性暴力等を根絶する取組を行います。

施策４ 体力の向上と学校体育活動の推進

- ◆ 生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現させるために、学校での授業や体育的行事などにより、こどもたちに運動習慣を身に付けるための教育活動を行います。
- ◆ 体育に関する研修等を実施し、教職員の資質向上を図ります。
- ◆ 部活動の地域展開に向けた取組を推進し、地域とともに持続可能な運営体制を整えます。

施策５ 健康の保持・増進

- ◆ 生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を作るため、自らの健康を適切に管理し、改善していく能力を身に付けられるよう健康教育を推進します。
- ◆ 関係機関とともに、学校の教育活動全体を通じた体系的な学校保健を充実します。
- ◆ 食事についての正しい知識や望ましい食習慣をこどもたちが身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。
- ◆ 児童生徒の健康のため、健康診断や学校環境衛生の管理を実施します。

基本目標２ 確かな学力と自立する力の育成

施策１ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

- ◆ こどもたちの基礎的・基本的な知識や技能、思考力・表現力などを活用する力と学習意欲・態度を把握し、ＩＣＴを日常的に取り入れ、全てのこどもたちを確実に伸ばす学習指導を進めます。
- ◆ 個に応じた指導を実現するため、指導方法などの工夫・改善を進めます。
- ◆ こどもたちが自ら問いを立て、主体的に学び、思考力・判断力・表現力等を育む授業を推進します。また、教育課程を見直し、探究的な学びを取り入れた学習活動を、総合的な学習の時間や様々な教科等に位置づけます。
- ◆ 小・中学校９年間の一貫した教育を推進します。
- ◆ 知識を広め、心を豊かにする「朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画」や「埼玉県子供読書活動推進計画*」に基づき、こどもの読書活動を推進します。

施策２ キャリア教育と職業教育の推進

- ◆ 中学生が適切な進路を主体的に選択できるよう、生徒と保護者から信頼される進路指導を推進します。
- ◆ 学校において、家庭や地域、企業と連携して、発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。

施策３ 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進

- ◆ 伝統・文化を尊重し、我が国と郷土朝霞を愛する態度を養います。
- ◆ 国際化の進展に対応する力を育む教育を推進します。
- ◆ 帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要なこどもたちへの学びを支援します。

施策４ 教育ＤＸの推進

- ◆ コミュニケーション能力、問題発見・解決能力、情報活用能力を育成します。
- ◆ あふれる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるよう、こどもたちの情報活用能力などを高めるための取組を推進します。
- ◆ フルクラウド・ゼロトラストによる統合型校務支援システムを活用し、データを安全かつ迅速に処理し、学校教育全体のＤＸ化を図ります。
- ◆ デジタル学習基盤を活用し、こどもたち一人一人に応じた豊かな学びを充実させます。

施策５ 特別支援教育の推進

- ◆ 特別な支援を必要とするこどもたちの教育的ニーズを把握していきます。
- ◆ 特別支援教育を一層充実していけるよう、教職員の資質向上に努めます。
- ◆ 学校教育全体を通じて、特別支援教育の視点を取り入れた取組を推進します。
- ◆ 特別支援教育に関して、家庭や地域に正しい理解が得られるよう、広く啓発を行います。



英語・わくわくサマー
フェスティバル



朝霞班中学校英語弁論
暗唱大会朝霞市予選

基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進

施策1 共生社会を目指した支援・指導の充実

- ◆ ノーマライゼーション*の理念に基づき、共生社会を目指した多様な学びの場を充実させるとともに、教職員の専門性の向上を図ることでインクルーシブ教育を推進します。
- ◆ 発達段階に応じたボランティア体験活動や福祉体験活動を実施することで、こどもたちに他人を思いやる心や社会生活を営む上での規範及び社会に貢献しようとする態度を身に付けさせ、豊かな人間性や社会性の基礎を育成します。
- ◆ 学校教育全体を通じて、特別支援教育の視点を取り入れた取組を推進します。
- ◆ 持続可能な開発のための教育（E S D）に係る取組を推進します。
- ◆ 医療的なケアを必要とする児童生徒の健やかな成長を図るとともに、適切な支援を講じていきます。
- ◆ 帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要なこどもたちへの学びを支援します。

施策2 学校に行きづらいこどもたちへの支援の推進

- ◆ 様々な背景によって、学校に行きづらくなっているこどもたちに対し、学校の内外における居場所づくりを推進していきます。
- ◆ 学校だけでは対応が困難なケースに関しては、地域や福祉機関、医療機関などと積極的に連携し、課題の解決を図ります。
- ◆ こどもたちの困り感に寄り添い、丁寧に聞き取りを行いながら適切な相談機関につなげます。

施策3 一人一人の状況に応じた支援

- ◆ 経済的な理由等により、就学が困難な児童生徒の保護者や生徒・学生のための援助を充実します。
- ◆ 帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要なこどもたちへの教育を支援します。
- ◆ 医療的ケア児をはじめとする、生命の維持や健康維持に関する支援を必要とする児童生徒への支援体制の整備を進めます。
- ◆ ヤングケアラーや家庭の事情等により、年齢や成長度合いに見合わない重い負担を負っているこどもを支援します。

基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

施策1 教職員の資質・能力の向上

- ◆ 様々な研修等やICTを活用した授業改善に向けた調査研究の充実を図ります。
- ◆ 教育に関する研修資料等の共有化により、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。
- ◆ 教職員がこどもたち一人一人を尊重し、「子どもの権利条約」の趣旨を取り入れた教育活動を推進します。

施策2 学校の組織・運営の改善

- ◆ 学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図ります。
- ◆ 教職員の心身の健康の保持増進を図るなど教職員を支援するための取組を進めます。

施策3 こどもの安全・安心の確保

- ◆ こどもに危険を予測し、回避する能力を身に付けさせます。
- ◆ 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

施策4 小中一貫教育の推進

- ◆ 指導内容の系統性を生かした指導の充実
- ◆ 小・中学校教職員による合同研修会の実施
- ◆ 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進

施策5 適切な教育環境の設定

- ◆ 充実した教育環境で学習ができるよう、教材や図書等の整備を図ります。
- ◆ ICT機器を活用した学習が快適に実施できるよう、通信ネットワークを整備します。

施策6 安全・安心で持続可能な学校給食の提供

- ◆ 保護者等から徴収する学校給食費を適正に運用し、安全・安心な給食の維持に努めます。
- ◆ 学校給食センターの正規調理員が減少していく中、学校給食センターの適切な運営を検討します。
- ◆ 老朽化していく学校給食センターの施設・設備及び自校給食室の設備の適切な維持管理・更新を行っていきます。

基本目標5 学校施設の適切な維持・管理

施策1 学校施設・設備の適切な維持管理

- ◆ 安全・安心で快適な教育環境を整備するため、学校施設・設備の維持管理を計画的に実施します。
- ◆ 近年の温暖化への対策として、こどもたちが快適な環境で学校生活を送ることができるよう省エネルギー対策を進めます。

施策2 長寿命化を見据えた学校施設の改修等の実施

- ◆ こどもたちの安全・安心な教育環境の整備のため、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に改修を実施します。
- ◆ だれもが利用しやすいように、長寿命化改修に併せてバリアフリーへの対応を進めます。

施策3 目標使用年数を迎える学校施設の改築の実施

- ◆ こどもたちの安全・安心な教育環境の整備のため、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に改築を実施します。

施策4 教育課題に対する施設面での解決策の検討

- ◆ 本市の教育課題に対して、施設面での解決策を検討します。

基本目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

施策1 地域と一体となったコミュニティ・スクールの推進

- ◆ 地域住民や保護者等の学校運営への参画を促進します。
- ◆ 学校運営協議会の充実により、地域とともにある学校づくりを推進します。
- ◆ 学校評価を効果的に活用します。

施策2 生涯スポーツ・文化活動を支える地域クラブ活動の体制整備

- ◆ 学校と地域との連携・協働により、地域クラブ活動への転換に向けた取組を推進します。
- ◆ 部活動の地域展開に向け、外部指導員、専門スタッフ等、部活動の運営に携わる地域人材を配置し、持続可能な運営体制を整えます。
- ◆ 生徒の生活や成長への配慮から、活動時間や休養日の適正化に努めます。

施策3 貴重な地域人材の教育活動への積極的参画

- ◆ 幅広い市民等の参画の下、産学官民連携を図り、子どもたちの学びや成長を支える活動を推進します。
- ◆ 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
- ◆ 地域で子どもを育てる意識の醸成のため、地域でふれあい推進事業を実施することや青少年の健全な育成を目指し、学校・家庭・地域、青少年育成団体等が一体となった取組を推進します。

施策4 学校・家庭・地域の教育力向上のための支援

- ◆ 家庭や地域の教育力の向上を図るため、子育てに関する団体やPTA等の関係団体、地域住民の活動を支援します。
- ◆ 学校施設等を地域に開放します。

【生涯学習】

基本目標7 生涯にわたる学びの推進

施策1 生涯学習推進体制の充実

- ◆ 各種計画や事業の進捗管理を行い、本市における総合的な生涯学習体制の充実を図ります。また、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を学びの好循環として、つながる生涯学習の実現に努めます。

施策2 学習情報の提供と学習機会の充実

- ◆ 市民の学習ニーズに応えた情報をSNSなど、様々な媒体を活用し発信することで、生涯学習を身近に感じ、生涯学習活動に取り組むきっかけへとつながるよう情報提供の充実を図ります。
- ◆ 時間や場所にとらわれず、ICT等を活用した活動の場の充実を図り、「いつでも」「どこでも」「誰でも」学べる生涯学習環境の整備を進めます。
- ◆ 障害のある人も障害のない人も共に学び、生きる共生社会の実現を目指し、主体的な学びの機会の充実を図ります。

施策3 豊かな地域文化活動に向けた団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用

- ◆ 市民や学習団体の主体的な学習活動を尊重、支援するとともに、学習の中心となるリーダーの人材育成を進めていきます。
- ◆ 学校・家庭・地域、さまざまな団体との連携による人材の活用を推進します。
- ◆ 公民館や図書館などにおける主催事業においても市民が主体となる学習プログラムづくりを進め、相談体制の充実を推進していきます。

施策4 放課後のこどもの居場所づくり

- ◆ こどもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等にこどもが安心して、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流に取り組める居場所づくりの充実を図ります。

基本目標 8 学びを支える環境の充実

施策 1 学習活動の支援・充実

- ◆市民の学習活動の拠点となる公民館、図書館および博物館は、市民の学習ニーズに応える役割を担っています。急速に進む情報通信機器の普及によるデジタル化への対応を含め、学校などとも連携しながら多様化する学習ニーズを把握し、社会的課題に対応した事業（講座・講演会）を実施します。

誰もが気軽に利用でき、生涯学習の拠点となるよう司書や学芸員などの専門職を配置し、職員研修を通じた職員の資質向上を図り、質の高いサービスの提供に努めます。

施策 2 利用しやすい施設の提供

- ◆市民が行う生涯学習活動に対して、安全・安心な施設提供により、学習機会が保てるよう計画的な改修等を進めるとともに、誰でも快適に利用できる施設管理を推進します。

【スポーツ・レクリエーション】

基本目標 9 スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策 1 推進体制の充実

- ◆市民の誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、スポーツ関係団体や大学、学校といった教育機関、民間企業などと連携し、健康で豊かな生活ができるようスポーツ・レクリエーションの推進を図ります。

施策 2 活動情報の提供の充実

- ◆広報紙、ホームページのほか、SNSなど多様な伝達手段を活用した分かりやすい情報発信に努めます。

施策 3 スポーツ事業の充実

- ◆スポーツ団体、スポーツ施設利用者等、スポーツする方の声を参考とし、多くの市民がスポーツに親しむ機会となるよう、スポーツ事業の充実を図ります。

施策 4 豊かな地域スポーツ活動に向けた団体、指導者の育成・支援

- ◆あらゆる世代が地域のスポーツ活動に参加できるように、学校・地域および関係団体と連携して活動の指導者の育成、支援を図るとともに、団体の活動を充実させるための取組を進めます。
- ◆学校・家庭・地域、さまざまな団体との連携による人材の活用を推進します。



ロードレース大会



市民スポーツ大会

基本目標 10 利用しやすい施設の提供

施策1 利用しやすい施設の整備

- ◆スポーツ施設の修繕や大規模改修を計画的に進めるとともに、ユニバーサルデザインなど、誰でも安心して利用できる施設づくりを推進します。

施策2 利用しやすい施設の運営

- ◆スポーツ施設の管理運営については、予約管理システムの適切な運用と利用者の声を反映した施設運営を行うとともに、管理体制の効率化や計画的な維持管理に努めます。

【地域文化】

基本目標 11 歴史や伝統の保護・活用

施策1 文化財の保護・活用・伝承支援

- ◆重要文化財旧高橋家住宅をはじめ、市内に残されているさまざまな文化財を後世に伝えていくため、維持管理や修繕、保存環境の整備などを行っていきます。
- ◆根岸野謡、溝沼獅子舞などの伝統芸能については、その伝承が絶えることがないように、様々な支援を行っていきます。

施策2 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開

- ◆市民の学習ニーズに応えるため、地域に残された資料について専門的、科学的に研究を行い、その成果について、デジタルアーカイブ化を見据えつつ、展示や講座で提供していきます。また、調査成果を刊行物にし、継続的に研究成果が使用できるように努めていきます。

施策3 小・中学校等と連携した学習活動

- ◆小・中学校等が、来館や調べ学習の場として博物館を利用するなど、学校教育の中の様々な場面で博物館や埋蔵文化財センターを利用してもらうことで、より豊かに郷土の歴史、文化を学習することができるよう、博物館と学校教育の連携を図っていきます。



博物館を利用した授業
(小学校3年生)



博物館を利用した授業
(小学校3年生)

基本目標 12 芸術文化の振興

施策 1 芸術文化の活動の充実支援

- ◆各芸術文化団体やグループ等と協働し、市民とともに参加しやすい文化事業を開催します。
- ◆芸術文化の継承に必要な次世代の担い手育成に努め、芸術文化事業を通して、多くの市民が心豊かで暮らしやすいまちを目指します。

施策 2 発表と鑑賞の機会の充実支援

- ◆文化祭を通して、参加する市民が異世代交流を図ることで、地域コミュニティの活性化にもつながることから、こどもから地域の学生、高齢者、また障害者等全ての方が参加できる文化事業を開催します。
- ◆市民作家や芸術団体、芸術支援団体等と協働し、市民が気軽に芸術に触れる機会となる芸術作品の展示事業を実施します。

【人権・多様性の尊重】

基本目標 13 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

施策 1 学校教育における人権教育の推進

- ◆教育活動全体を通して、こどもたちが発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、豊かな人権感覚を育成できるようします。
- ◆関係各課や関係機関と連携しながら、多様な人権課題に対応した教育を推進します。

施策 2 社会教育における人権教育の推進

- ◆社会環境の変化に伴い、インターネットによる人権侵害など人権問題は多様化、複雑化しています。変化する人権問題の解決に向けて対応していくとともに、市民一人一人が人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため引き続き人権教育・人権啓発を推進する必要があります。

第 3 期朝霞市教育振興基本計画 概要版

編集・発行／朝霞市教育委員会（学校教育部教育総務課）

〒351-8501 朝霞市本町 1-1-1 TEL048-463-1111（代表）

**朝霞市立小・中学校教職員の
業務量管理・健康確保措置実施計画
(令和8年度～令和10年度)**

第3期 朝霞市教育振興基本計画
基本理念

豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育

令和8年2月

朝霞市教育委員会



©むさしのフロントあさか

凡例

本計画においては、本文中の「※」印は、巻末に掲載した関連資料の番号を示します。

第6章の各取組の末尾に付したⅠ、Ⅱ、Ⅲ及び番号は、巻末資料3「学校と教師の業務の3分類」における該当分類を示します。

はじめに

近年、学校現場では業務の複雑化・多様化が進み、個別の対応に追われる中で、教職員の長時間勤務が常態化しています。

このような状況は、教職員の心身の健康を脅かすとともに、本来注力すべき教育活動の質の低下を招くおそれがあり、早急な是正が求められているところです。

本市においても、これまで「朝霞市立小・中学校における働き方改革の基本方針」に基づき、業務改善や時間外勤務時間縮減に向けた様々な取組を進めてきました。しかし、依然として時間外在校等時間が月45時間、年360時間を超える教職員の割合は高い水準にあります。

この課題に対応するためには、更なる業務改善と時間外勤務時間の適正化が不可欠です。

加えて、令和7年6月に改正された「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）※^{1・2}（巻末資料）」においては、教職員の時間外勤務について、「平均月30時間以内」とする努力義務が新たに規定されるとともに、教育委員会には、業務量の管理及び健康確保措置に関する計画を策定し、公表することが義務付けられました。

こうした法制度の改正をも踏まえ、本市教育委員会では、教職員一人一人が心身ともに健康で、子どもたちにいきいきと向かい合うことができる教育環境を実現するため、これまで以上に働き方改革を推進してまいります。

あわせて、教職員のウェルビーイングの確保に資する取組を健康確保措置と一体的に進めることで、学校が本来果たすべき「教育の場」としての役割を一層強化してまいります。

本計画は、これまでの「働き方改革基本方針」の成果と課題を継承しつつ、令和7年度改正給特法※^{1・2}により新たに義務付けられた「業務量管理・健康確保措置計画」として策定したものです。

子どもたちの成長と学びを第一に据えるとともに、それを支える学校教職員一人一人の心身の健康と生活の充実を確保することが、教育の質を高める基盤であると考えています。

今後とも、保護者・地域の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、教職員の働き方改革を着実に進め、全ての子どもたちが安心して学べる教育環境の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

朝霞市教育委員会教育長

目 次

第1章	計画の位置づけ及び趣旨・期間	1
第2章	本市の現状と前基本方針の評価・検証	2
第3章	本市の課題	5
1	長時間勤務と業務負担の偏在	5
2	業務内容の複雑化と属人化	5
3	部活動・行事の負担	5
4	I C Tの活用不足	6
5	教職員のメンタルヘルスと健康確保	6
第4章	基本方針	7
1	教育の質と健康の両立	7
2	業務量の見える化と適正化	7
3	属人化の解消と組織的対応	7
4	柔軟な働き方の推進	7
5	I C T活用による効率化	7
6	協働と理解の促進	7
7	3分類に基づく業務整理	7
第5章	数値目標と段階計画	8
第6章	業務量管理に関する具体的取組	9
1	校務の効率化・I C Tの活用	9
2	総業務量の削減	9
3	人的支援と体制整備	10
4	業務のローテーションと中核的教員の育成	10
5	授業準備環境の整備	11
6	業務改善への助言体制	11
7	学校運営協議会との連携強化	11
8	通学路の安全確保と地域連携による見守り体制	12
9	保護者対応の強化	12
10	フレックスタイム制の活用	12
11	部活動の適正化・地域展開の検討	13

第7章 健康確保措置に関する具体的取組	15
1 勤務時間の把握・管理	15
2 面談・相談体制	15
3 メンタルヘルス対策	16
4 休暇・意識改革の推進	16
第8章 推進体制と進捗管理（フォローアップ）・評価	17
1 推進体制	17
2 進捗管理	17
3 評価	17
資料	19
資料1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等 の一部を改正する法律の概要	19
資料2 学校と教師の業務の3分類	23
資料3 朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会設置要綱	24
資料4 用語の解説	26

第1章 計画の位置づけ及び趣旨・期間

本計画は、改正給特法^{※1・2}第8条の規定に基づき、教育委員会が策定する「業務量管理・健康確保措置実施計画」です。

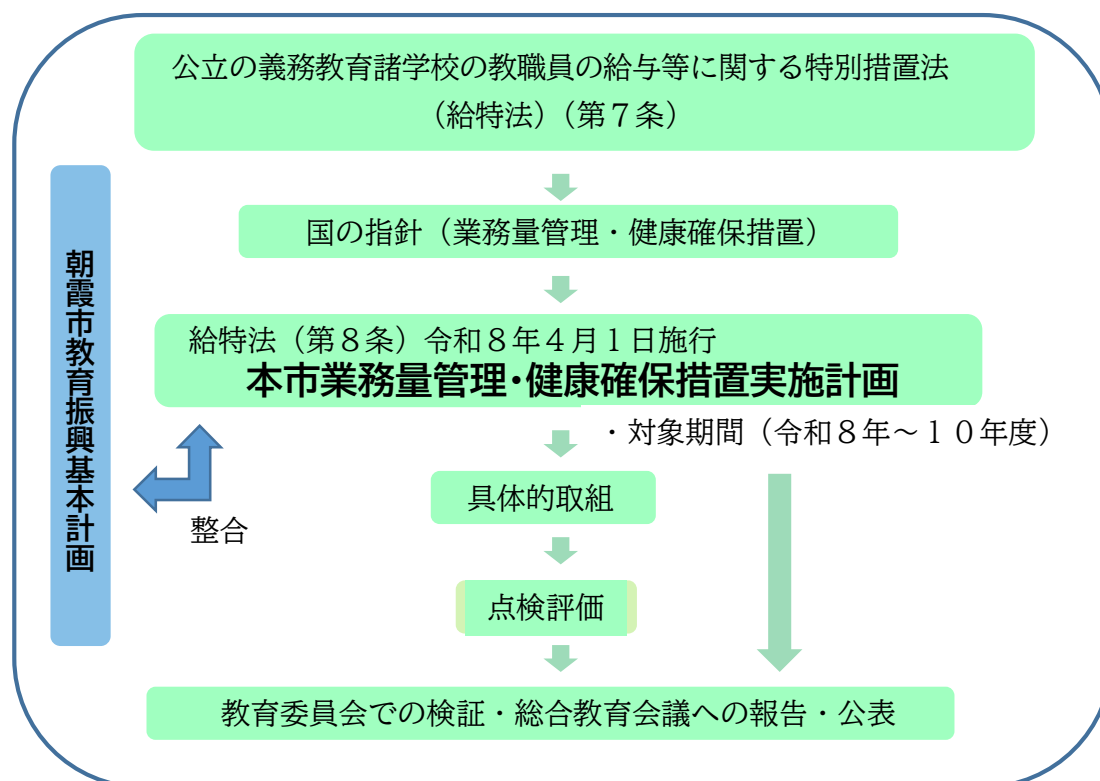
本計画の趣旨は、教職員の長時間勤務の是正と健康保持・増進を両輪として推進し、持続可能な学校運営体制を構築することにあります。

また本計画は、令和7年9月に改定された国の「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「業務量管理・健康確保指針」という。）」を踏まえつつ、本市の実情に応じた具体的な方策を定めています。

計画の対象期間は、第1期計画として令和8年度から令和10年度までの3年間とし、この間に業務量削減や数値目標（45時間以内・360時間以内・30時間努力目標）の達成に向けた具体的取組を段階的に進めます。

あわせて、毎年度実施状況を点検・評価し、必要に応じて見直しを行います。

さらに、計画の進捗状況及び評価結果については、教育委員会において検証を行ったうえで、総合教育会議へ報告するとともに、広く公表することにより、透明性を確保し、市民や関係者との共有を図ります。



第2章 本市の現状と前基本方針の評価・検証

従前の基本方針では、教職員の時間外在校等時間を「月45時間以内」、「年360時間以内」とすることを目標に掲げ、令和6年度末までにその教職員割合を100%とすることを目指して、校務の効率化や業務改善に取り組んでまいりました。

その結果、一定の改善は見られたものの、令和6年度の実績では、下表のとおり、月45時間を超える教職員の割合、年360時間超の教職員の割合ともに、目標の達成には至りませんでした。

依然として長時間勤務が大きな課題であることが見て取れます。

要因としては、繁忙期の業務集中・偏在、ICTの利活用不足、業務の属人化、部活動、行事等の業務量の増大などが挙げられます。

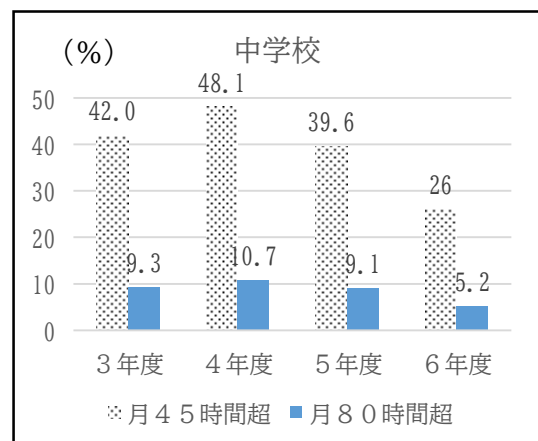
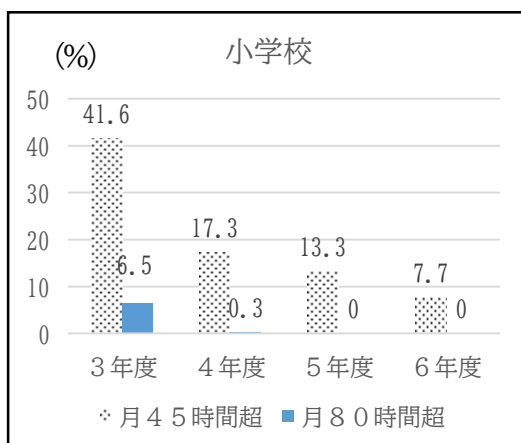
(1) 教職員における時間外在校等時間の状況

①時間外在校等時間が月45時間、80時間超の教職員の割合

単位：％

区 分		朝霞市				埼玉県 平均
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度
小学校	月45時間超	41.6	17.3	13.3	7.7	18.4
	月80時間超	6.5	0.3	0.0	0.0	0.3
中学校	月45時間超	42.0	48.1	39.6	26.0	34.2
	月80時間超	9.3	10.7	9.1	5.2	2.5

各年3月実施の埼玉県勤務状況調査より

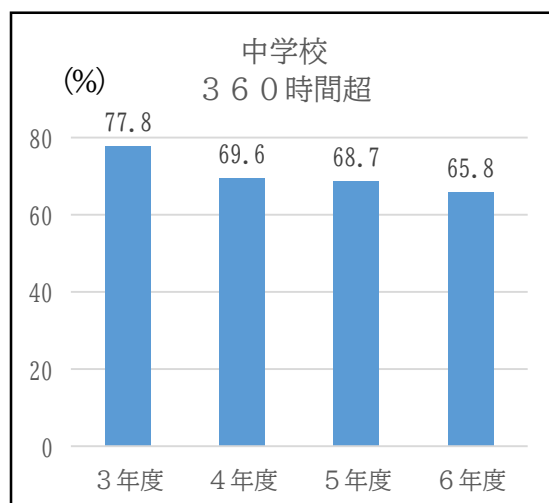
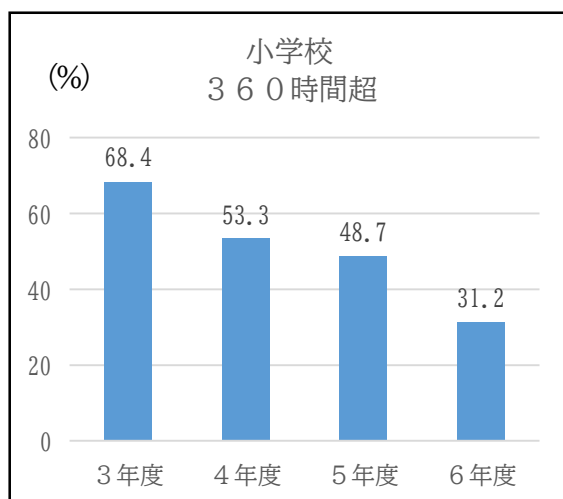


② 1年間の時間外在校等時間が360時間超の教職員の割合

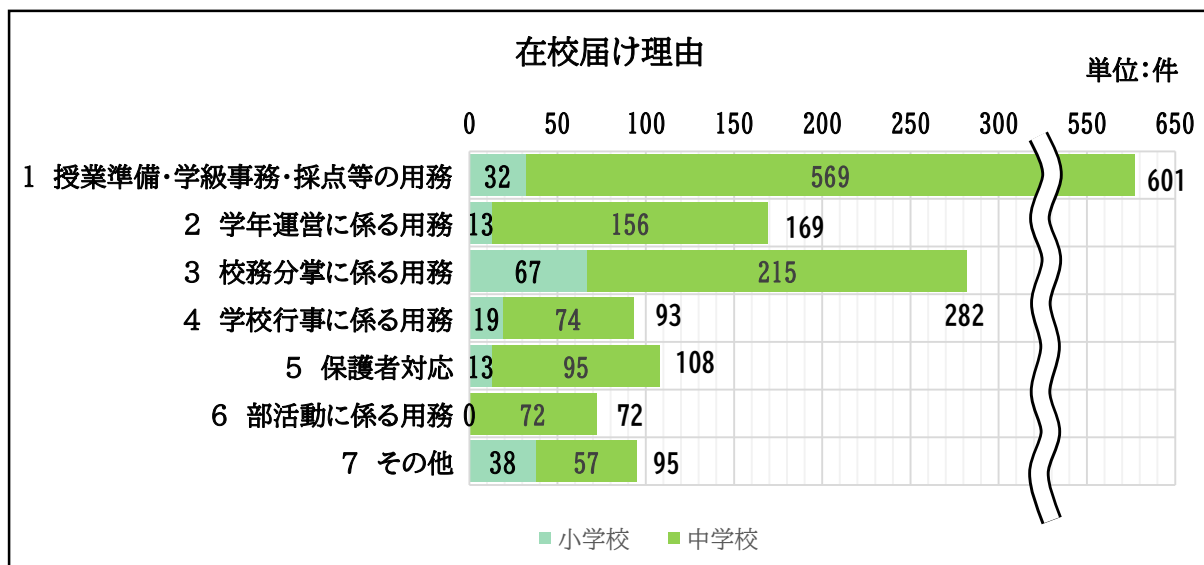
単位：％

区 分	朝霞市				埼玉県内 平均
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度
小学校 360時間超	68.4	53.3	48.7	31.2	47.6
中学校 360時間超	77.8	69.6	68.7	65.8	61.3

各年3月実施の埼玉県勤務状況調査より



③令和6年度 午後8時以降在校届出一覧



令和6年度の届出を集計

本市の勤務実態は、学校種によって傾向が大きく異なります。

小学校では、月45時間超の時間外勤務割合が令和3年度以降着実に減少し、令和6年度は7.7%、80時間超はゼロと改善が進んでいます。

一方、中学校は令和6年度においても月45時間超が26.0%、80時間超が5.2%、さらに年360時間超割合は65%以上と高水準が続き、慢性的な長時間勤務が構造的課題となっています。

特に中学校では、教職員一人一人の努力や献身に依存した働き方からの転換が急務であり、業務量の抜本的見直し、組織的な勤務時間管理、そして計画的な健康確保措置が不可欠です。

また国が示した「学校と教師の業務の3分類^{※4}」に照らすと、本市の学校現場には、学校が担うべき業務以外の「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」が混在している状況が見られます。

これらを適切に整理、移行することが、長時間勤務是正には必須となります。

そのうえで、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」においても着実に見直しをしていかなければなりません。

本市は、これまでの改革で得られた成果と残された課題を直視し、教育委員会、学校、地域が一体となって、実効性のある働き方改革を更に推進していきます。

第3章 本市の課題

第2章の分析を踏まえると、本市における主要な課題は、以下のとおりです。

1 長時間勤務と業務負担の偏在

本市の主要な課題の一つは、教職員の長時間勤務と業務負担の偏在です。

市全体として時間外勤務が依然として高水準にあり、特に中学校では「月45時間超」が26.0%、「月80時間超」が5.2%、「年360時間超」が65.8%と高い水準にあります。

こうした長時間勤務は、心身の健康リスクを高め、教育の質の低下にも直結することから、抜本的な時間削減策が急務です。

授業や学級経営など学校が担うべき業務以外に国が示す3分類^{※4}で言う、「学校以外が担うべき業務」（例：学校徴収金の徴収・管理、保護者等からの過剰な苦情等の学校では対応が困難な事案への対応）、「教師以外が積極的に参画すべき業務」（例：部活動の地域移行対象業務）が依然として学校に残っているほか、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」（例：授業準備）においても効率化が十分に進んでいないことが、大きな負担要因となっています。

2 業務内容の複雑化と属人化

在校理由の届出では、授業準備・採点、校務分掌、学年運営、保護者対応が大きな割合を占め、特定の教員に負担が集中しています。業務の平準化や分担の見直しが進まず、ノウハウの共有不足も属人化を助長しています。

特に、必ずしも学校が担う必要のない業務については、業務削減や外部化によって属人化を解消する余地があります。

3 部活動・行事の負担

部活動の運営は、教職員にとって大きな業務負担となっており、授業準備や児童生徒対応の時間を圧迫しています。

特に中学校では、その負担が顕著であり、授業以外の業務量増大の主要因となっています。

また学校行事の準備や運営も多忙化の一因であり、その必要性や規模の見直しが求められます。これは、学校以外が担うべき業務や教師の業務であっても負担軽減を促進すべき業務の代表例であり、地域移行や規模縮小が不可欠です。

4 ICTの活用不足

校務用の電算システムが一部の業務で導入されているものの、負担軽減や効率化の観点からは十分な効果を発揮していません。

令和7年度からは新たな校務支援システムC4t hが導入されており、システムの活用による負担軽減が期待されます。

5 教職員のメンタルヘルスと健康確保

毎年、心身の健康不調を訴える教職員がいます。

休職や離職は教育活動に大きく影響するため、勤務時間の適正化と併せて、既存の相談体制やメンタルヘルス支援策を周知するなど、利用しやすい環境を整備する必要があります。

これらの課題に対して、業務そのものの見直しと校内組織体制の改革を一体的に進め、属人化を防ぎながら、持続可能な学校運営体制を構築していく必要があります。



第4章 基本方針

本計画の推進にあたり、次の基本方針を定めます。

1 教育の質と健康の両立

児童生徒の学びの質を維持・向上させるとともに、勤務時間の適正化による長時間勤務の是正を図り、教職員の心身の健康を守り、健康確保措置を着実に講じます。

2 業務量の見える化と適正化

校務支援システムにより、勤務時間や業務内容の実態を定期的に把握・分析し、削減可能な業務の見直しを進めます。改正給特法^{※1・2}に基づき、業務量を適切に把握・管理し、必要な健康確保措置を講じる体制を整備します。

3 属人化の解消と組織的対応

業務が特定の職員に集中しないようローテーションや役割分担を行い、組織全体で業務を遂行します。

4 柔軟な働き方の推進

教職員の健康保持と多用な働き方への対応のため、テレワークやフレックスタイム等の制度を適切に活用し、多用な勤務形態を可能にします。

5 ICT活用による効率化

新校務支援システムを積極的に活用し、事務作業の効率化と教育活動の充実を図ります。

6 協働と理解の促進

学校運営協議会、保護者、地域、関係機関との連携を深め、学校現場の取組への理解と協力を求めます。

7 3分類に基づく業務整理

国が示す「学校と教師の業務の3分類^{※4}」を踏まえ、学校が担うべき業務に集中できる体制を整えるため、「学校以外が担うべき業務」は地域・関係機関へ移行し、「教師以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」は廃止または縮減を検討します。特に部活動・行事等については、地域移行や規模縮減を進め負担軽減を図ります。

第5章 数値目標と段階的計画

教職員の時間外在校等時間を月45時間以内、年360時間以内とする者の割合を令和9年度までに100%とし、さらに改正給特法^{※1・2}の趣旨を踏まえ、業務量の進捗管理の観点から、ペース管理指標として、「平均月30時間以内」とする者の割合についても、令和10年度以降100%を目指します。

働き方改革を段階的かつ着実に進めるため以下のとおり数値目標と達成時期を設定します。

時間外在校等時間に関する年次段階別数値目標

①時間外在校等時間1か月45時間以内、1年360時間以内の教職員割合
(文部科学省「業務管理・健康確保指針」に基づく管理指標)

単位：％

指標	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
月45時間以内 の教職員の割合	44.7%	63.0%	81.5%	100.0%	100.0%
年360時間以内 の教職員の割合	50.6%	67.0%	83.5%	100.0%	100.0%

②教職員一人当たりの平均時間外在校等時間が1か月30時間以内の教職員割合
(改正給特法の努力義務を踏まえた管理指標)

各年12月末日時点(令和6年度は年度末実績)

単位：％

指標	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
月30時間以内の 教職員の割合	50.6 %	58.2 %	65.4 %	72.6 %	80.0 %

※月平均30時間以内の指標は、45時間の上限管理とは異なり、年間を通した勤務の平準化を図るための管理指標として設定しています。

第6章 業務量管理に関する具体的取組

本市では、業務量の適切な把握・管理を進めるため、次のような取組みを学校の実情に応じて推進します。これらの取組には既に学校現場で一定の成果をあげている施策も含まれており、引き続きの改善と拡充を図ることで、教職員の業務負担軽減と教育の質の向上を目指します。

また業務量管理の取組をすすめるにあたり、国の3分類^{※4}を基本とし、学校が担うべき業務の効率化、学校以外が積極的に参画すべき業務の移行、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務の廃止・縮減を同時に推進します。

以下の取組はこの3分類^{※4}を踏まえて位置づけられています。

1 校務の効率化・ICTの活用

● 概要

- ・校務の効率化とICTの活用により、教職員の業務時間を削減します。
- ・マニュアル整備やデジタル化を通じて、学習指導や生徒指導などの中核的な業務については、教職員の専門性や経験に依存する部分が多いことを踏まえ、定型的・事務的業務を中心に属人化を防ぎ、誰でも同じ水準で業務を遂行できる体制の構築を図ります。また、新任・異動者の早期業務定着を支援します。

● 具体的取組

- ・校務支援システムを活用し、文書作成、出欠処理を簡略化します。^{※Ⅱ⑥}
- ・成績処理や教材のデジタル化を進め、授業準備の効率化を図ります。^{※Ⅲ⑮⑯}
- ・長期休業期間を中心にテレワークを活用し、柔軟な勤務形態を実現します。^{※Ⅲ}
- ・業務マニュアルやテンプレートを整備し、業務の標準化と属人化防止を図ります。^{※Ⅲ}

2 総業務量の削減

● 概要

- ・教育効果を維持しつつ、行事、会議、研修等の精選により、総業務量を削減します。学校、教育委員会、地域が一体となり、不要な負担の見直しを進めます。

● 具体的取組

- ・学校への送付文書や調査依頼を精選します。^{※Ⅱ⑥}



- ・校内会議は回数と時間を制限し、議題整理や書面報告への代替を進めます。※Ⅲ
- ・教育委員会や関係団体が主催する研修、会議、行事を精選します。※Ⅲ
- ・校長会議や研修はオンライン形式を積極的に活用します。※Ⅲ
- ・学校行事は内容を精選し、地域や保護者の理解を得ながら隔年実施や規模等を検討します。※Ⅲ⑦
- ・学校での現金の取扱いを減らすよう学校徴収金の口座振替等を推進します。※Ⅰ③

3 人的支援と体制整備

● 概要

- ・外部人材の配置と役割分担の明確化により、児童生徒へのきめ細やかな支援を充実させるとともに、教職員の負担軽減を図ります。

● 具体的取組

- ・教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、日本語指導支援員などを配置します。※Ⅲ⑨
また、翻訳・通訳等の支援事業などを活用します。
- ・学校業務アシスタントや障害者会計年度任用職員を活用し、事務負担の軽減を図ります。※Ⅱ⑥Ⅲ⑦
- ・ICT支援員等を配置し、年度更新作業や授業でのICT活用を支援します。※Ⅱ
- ・あさかスクールサポーターや低学年補助教員等、市費職員を配置し、授業支援を行います。※Ⅲ⑨
- ・医療的ケア児に対応するため、看護師等の専門人材を適時配置し、学校・家庭・医療機関が連携した医療的ケア体制を整備します※Ⅲ⑨。
- ・部活動や授業等で地域の優秀な人材を活用します。※Ⅱ⑬

4 業務のローテーションと中核的教員の育成

● 概要

- ・業務の偏在を防ぎ、計画的な人材育成によりチームで業務を遂行できる体制を構築します。

● 具体的取組

- ・偏在しがちな校務・学年業務を適宜見直し、属人化を防止します。※Ⅲ
- ・主幹教諭、学年主任等の役割を明確化し、計画的に育成することで、業務をチームで遂行できる体制を整備します。※Ⅲ
- ・若手・中堅教員に業務を一部段階的に担わせ、指導的立場を経験させることで、次世代の中核的教員を育成します。※Ⅲ

5 授業準備環境の整備

● 概要

- ・教材・資料の共有化と授業準備方法の標準化により、授業準備時間を削減し、教育の質向上を図ります。さらに、教員の専門性を活かした授業づくりに資せるよう、小学校高学年における教科担任制を活用します。

● 具体的取組

- ・教材、資料をアーカイブ化し、教員間で共有します。これにより、教材研究の属人化を防ぎ、準備時間を短縮します。※Ⅲ⑮
- ・授業準備の共通フォーマット化により、単元計画や教材作成の効率化を図ります。※Ⅲ⑮
- ・小学校高学年においては、学校の実情に応じて教科担任制を活用し、教員の専門性を活かした授業づくりを進めます。※Ⅲ⑮

6 業務改善への助言体制

● 概要

- ・外部の視点を活用して、改善を推進し、好事例を全校で共有することで、業務の質を向上させます。

● 具体的取組

- ・自校外の視点を取り入れることで、現場だけでは気づきにくい改善を進めます。朝霞市教育委員会が主導し、「朝霞市立小・中学校教職員負担軽減検討委員会※³（部会）」を通じて、各校に応じた改善の支援をします。※Ⅲ
- ・各校の好事例を収集し、全校へフィードバックします。※Ⅲ

7 学校運営協議会との連携強化

● 概要

- ・学校評価や業務改善方針を学校運営協議会と共有し、地域の理解と協力を得ながら、負担軽減を図ります。

● 具体的取組

- ・学校評価や業務改善方針を学校運営協議会と共有します。※Ⅰ④
- ・地域行事や支援活動における役割分担を明確化します。※Ⅰ④

8 通学路の安全確保と地域連携による見守り体制

● 概要

- ・教職員の業務負担を軽減するとともに、児童生徒の安全を確保するため、保護者・地域住民・関係機関が連携した見守りを推進します。

● 具体的取組

- ・地域の交通状況や安全面を踏まえ、児童生徒が無理なく安全に登校できるよう、教職員の負担軽減にも配慮しつつ、登校時間を柔軟に見直す取組を進めます。※Ⅰ①
- ・保護者や地域住民による通学路の安全点検や日常的な見守り活動を推進します。※Ⅰ①
- ・教育委員会では、通学路の安全確保のため、危険箇所には交通指導員を配置します。※Ⅰ①

9 保護者対応の強化

● 概要

- ・保護者対応のガイドライン整備と組織的対応により、教職員が一人で抱え込まず、安心して教育活動に集中できる環境を整えます。

● 具体的取組

- ・保護者対応ガイドラインを策定し、管理職主導の対応体制を強化します。※Ⅰ⑤
- ・記録様式を統一的に管理し、対応を組織化します。※Ⅰ⑤
- ・顧問弁護士及び埼玉県スクールロイヤーへの法律相談を活用するなどして、不当要求から教職員を守ります。※Ⅰ⑤
- ・「自動応答機能付き電話」を設置し、教職員が集中して業務に取り組む時間を確保するとともに、時間外対応の縮減を図ります。※Ⅲ

10 フレックスタイム制の活用

● 概要

- ・教職員の多用な働き方を資するよう、勤務時間の柔軟な設定を可能とするフレックスタイム制を活用します。これにより、勤務時間の適正化、生活リズムの安定、健康確保につなげます。

● 具体的取組

- ・授業や会議に支障のない範囲で、始業・終業時刻を調整可能とします。※Ⅲ
- ・長期休業期間中など、業務の繁閑に応じた勤務時間の調整を認め、長時間勤務の抑制を図ります。※Ⅲ

1.1 部活動の適正化・地域展開の推進

● 概要

- ・休養日、活動時間の明確化や地域展開を進め、顧問の負担軽減と生徒の健全な活動環境を確保します。
- ・令和7年12月に国が示した新たなガイドラインの「改革実行期間」に沿って、地域展開を段階的に進めます。

● 具体的取組

- ・「朝霞市立中学校における部活動の方針」に基づき、休養日や活動時間を明確にした年間計画を策定します。※Ⅱ⑬

（部活動の方針）

- 休養日
 - ・週2日以上 of 休養日
 - ・学校閉庁日は休養日
 - ・長期休業日（夏・冬）は連続した1週間程度の休養日
- 活動時間
 - ・平日は2時間程度
 - ・休日は3時間程度

- ・部活動の地域展開を段階的に進め、地域人材の活用を図ります。※Ⅱ⑬
- ・令和10年度から、土・日曜日の部活動については、原則として地域人材による指導とし、教職員の指導は行わないことを目指します。
あわせて、部活動は勤務時間内での実施を基本とする方向で検討を進めます。※Ⅱ⑬

（国の新ガイドライン）

改革実行期間（前期：令和8年度～10年度／後期：令和11年度～13年度）

休日の活動：改革実行期間内に、原則、すべての学校部活動で「休日の地域展開」の実現を目指す

平日の活動：課題の整理・検証を行いながら、平日の更なる改革を推進

● 本市の部活動地域展開のロードマップ

- | | | |
|--------|--------|---------------------------|
| 令和7年度 | 課題整理期間 | ・教職員へのアンケート |
| 令和8年度 | } | 地域展開への環境整備・地域団体（運営団体）との連携 |
| 令和9年度 | | |
| 令和10年度 | | 地域活動本格展開 |

～地域展開の概要～

「部活動の地域展開」とはこれまで学校の教職員が担ってきた部活動の指導を地域のクラブ・団体などに担ってもらうことで地域の活動に位置づけることです。

国においては、令和4年12月、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校と地域が連携して活動に移行・発展させる方向性を示しました。このガイドラインに基づき、令和5年度から3年間を「改革推進期間」と位置づけ、教職員の働き方改革や生徒の多用な活動機会の創出を目的に、部活動の地域移行を推進してきました。

令和8年度からは、新たな「改革実行期間」が示され、休日の地域展開を原則とし、平日の活動改革も進める方針が示されています。

本市でも、こうした動きにあわせて「朝霞市部活動の在り方検討会議」を中心に地域展開について協議を進めています。

部活動の地域展開は、教職員の負担軽減や、生徒が専門的な指導を受けられる可能性があるなどのメリットが期待されています。

一方で、地域における受け皿や指導者不足、保護者の費用や送迎の負担といった課題もあることから、本市ではこれらの解決に向けて検討を進めています。

年次段階数値目標(業務量管理関係指標)

KPI 指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
土曜日・日曜日・祝日 出勤率(部活動含む)	6.9 %	6.5 %	6.0 %	5.5 %
テレワーク 利用率	26.4 %	30.0 %	30.0 %	30.0 %

※「土曜日・日曜日・祝日の出勤率」は、対象職員の土日祝日における出勤延日数を、土日祝日の全日数に対象職員数を乗じた値で除して算出

※「テレワーク利用率」は、対象職員のうち、当該年度にテレワークを利用した職員の実人数の割合

第7章 健康確保措置に関する具体的取組

教職員の心身の健康を守ることは、教育活動を持続的に展開する上で不可欠です。本市では、勤務時間管理や相談体制の整備等、既の実施してきた施策を基盤としつつ、更なる改善・拡充を行います。こうした既存の取組と新たな施策を組み合わせ、教職員一人一人の健康確保を一層強化します。

1 勤務時間の把握・管理

● 概要

- ・ICTを活用して、勤務時間を正確に把握し、時間外勤務が過度にならないよう管理します。
- ・過労防止のための施錠時間や定時退勤日の設定、年次有給休暇取得促進などを通じて、教職員の健康を守ります。

● 具体的取組

- ・ICTにより勤務時間を自動集計し、管理職が把握します。
- ・月45時間を超えた場合は本人に通知します。
- ・午後8時最終施錠を徹底します。
- ・午後8時以降在校届の最終届出時刻を午後9時00分までとします。
- ・週1回の定時退勤日を設定します。
- ・計画的な年次有給休暇取得を推進します。
- ・時間外勤務縮減の進捗を定期的に管理します。
- ・フレックスタイム制を活用し、業務の繁閑による勤務負担の平準化を図ります。



2 面談・相談体制

● 概要

- ・勤務時間が基準を超過した教職員に対して、管理職面談を実施し、業務内容や健康状態を確認します。必要に応じて、健康相談の案内等を行います。

● 具体的取組

- ・基準（月45時間）超過者に対しては、管理職が面談を行い、勤務状況や体調を確認します。
- ・必要に応じて、教育委員会が直接ヒアリングを行い、業務内容の見直しや改善を促します。
- ・面談の結果に基づき、健康相談の案内や医療機関との連携を図ります。

3 メンタルヘルス対策

● 概要

- ・ストレスチェックや研修により、教職員自身のセルフケア能力と管理職の対応力を高め、メンタル不調の予防、早期発見、早期対応に努めます。

● 具体的取組

- ・毎年ストレスチェックを実施し、結果を本人にフィードバックします。
- ・セルフケアやストレスマネジメント、ラインケアに関する研修会等の情報を提供します。
- ・管理職研修を通じて、メンタルヘルス不調の早期発見と対応力を高めます。
- ・相談窓口を周知徹底し、必要に応じて活用ができる体制を整えます。
- ・段階的な復職プログラムにより、本人の不安を軽減し、職場復帰を支援します。



4 休暇・意識改革の推進

● 概要

- ・計画的な休暇取得を促進し、定時退勤や休養日を確保することで、教職員の心身の健康維持を図ります。
- ・子育て・介護に関する支援制度の周知も進めます。
- ・フレックスタイム制と組み合わせることで、勤務と家庭生活の両立を支援します。

● 具体的取組

- ・年次休暇・特別休暇を計画的に取得しやすい環境を整備します。
- ・学校閉庁日を夏季休業中や埼玉県民の日に設定し、休養の確実な確保を推進します。
- ・月1回「ふれあいデー」や定時退勤日を設け、定時退勤を促進します。
- ・子育て・介護支援に関する制度案内を配布し、全教職員に周知します。

年次段階数値目標(健康確保措置／ワークライフバランス・働きがい関係指標)

KPI 指標		令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
年次有給休暇取得 日数(平均)		15.7 日	15.0 日	16.1 日	16.3 日	16.5 日
ス ト レ ス ス ク	高ストレス者	16.0 %	9.2 %	9.0 %	8.5 %	8.0 %
	働きがい	8.2 %	7.2 %	8.5 %	9.5 %	10.5 %

「働きがい」は、ストレスチェックにおいて「大きい」、「やや大きい」と回答した者の割合

年次有給休暇は各年暦年(1月～12月)の平均取得日数

第8章 推進体制と進捗管理（フォローアップ）・評価

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、教育委員会が中心となり、各学校と連携して取組を進めます。

教育委員会に設置されている「朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会※³」が学校現場の意見や課題から改善策を検討します。

各学校は、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、校内の実施責任者を明確にし、教職員間で役割を共有しながら取組を着実に実施します。

その際、学校運営協議会における協議や意見も踏まえ、学校全体として計画的に働き方改革を推進します。

2 進捗管理

教育委員会は各学校から定期的な報告を受け、取組の進捗状況を把握するとともに、負担軽減検討委員会※³を通じて年度内に適宜点検を行い、課題の早期発見と改善に努めます。

また教職員の時間外在校等時間の状況を毎年度把握し、市ホームページで公表するとともに、教育委員会及び総合教育会議において報告します。

時間外在校等時間の把握には、校務支援システムを活用し、その他の通知目標では、ストレスチェック等の結果をもとに進捗を管理します。

進捗管理では、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいるなど課題がある学校について、教育委員会が個別に聞き取りや指導を行い、改善を促します。

好事例や有効な手法は速やかに共有し、各学校が活用できるよう支援します。

3 評価

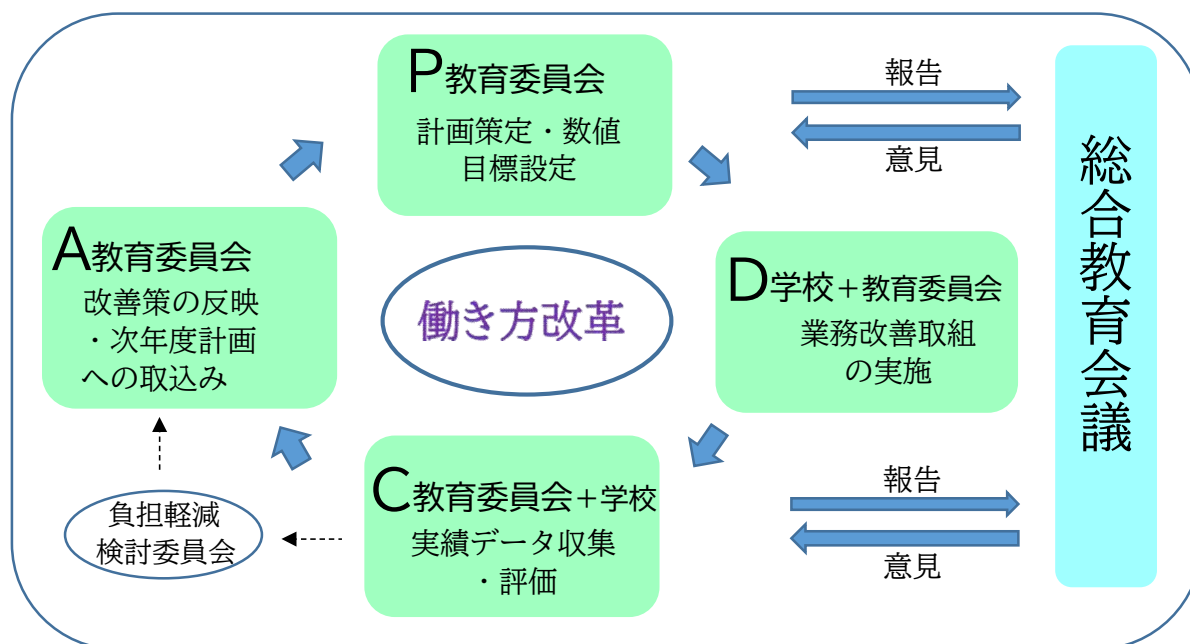
年度末に数値目標の達成度について検証を行い、その結果を教育委員会が公表します。

評価にあたっては、学校現場の声を反映し、必要に応じて計画の見直しを行います。

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。

これらの取組を通じ、計画の実効性を高めるとともに、教職員の業務量管理と健康確保を継続的に改善していきます。

業務量管理・健康確保措置実施計画



※本計画は、市教育委員会が方針を示し支援を行うとともに、各学校が実践・改善を担い、相互に連携して進めることを前提としています。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

(本則関係)

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】

- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

1 及び 2 については、令和8（2026）年4月1日

3 については、令和8（2026）年1月1日 【附則第1条関係】

(附則関係)

一 1 箇月時間外在校等時間の削減に関する措置の新設【改正法附則第 3 条関係】

1 政府は、令和 11 年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、1 箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することを目標とし、次の措置を講ずるものとする。

- ① 教育職員 1 人当たりの担当する授業時数を削減すること
- ② 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと
- ③ 公立の義務教育諸学校等の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）に規定する教職員定数の標準を改定すること
- ④ 教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること
- ⑤ 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと
- ⑥ 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと
- ⑦ ①～⑥のほか、教育職員の業務の量の削減のために必要な措置

2 「1 箇月時間外在校等時間」とは、①の時間から②の時間を除いた時間として公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第 7 条第 1 項に規定する指針（上限指針）で定める時間をいう。

- ① 1 箇月の学校の教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することができる時間
- ② 給特法第 6 条第 3 項各号に掲げる日（祝日法による休日や年末年始の休日等をいい、代休日が指定された場合における同項各号に掲げる日を除く。）以外の日における正規の勤務時間

二 公立の中学校における 35 人学級の実現に関する措置の新設【改正法附則第 4 条関係】

政府は、公立の中学校の学級編制の標準を令和 8 年度から 35 人に引き下げよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

三 教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置に関する検討条項の新設【改正法附則第 5 条関係】

政府は、公立の義務教育諸学校等において、その学校全体の教育職員の仕事と生活の調和を実現する上で、学校の管理職員が重要な役割を果たすことに鑑み、学校の管理職員及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会による、当該教育職員がそれぞれ担当する業務についての見直しに係る措置その他の当該教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四 その他【改正法附則第 6 条関係】

公立の義務教育諸学校等（幼稚園を除く。）の教育職員の勤務条件の更なる

資料 1

改善のための措置に関する検討条項（改正法附則第 6 条）について、当該教育職員の勤務の状況について調査を行う旨を規定するものとする。

学校と教師の業務の3分類

教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。

これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

Ⅰ 学校以外が担うべき業務	Ⅱ 教師以外が積極的に参画すべき業務	Ⅲ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化） ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 ※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築	⑥調査・統計等への回答 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討 ⑩校舎の開錠・施錠 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 地域住民等の支援や輪番等を促進 ⑫校内清掃 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進 ⑬部活動 部活動の地域展開・地域連携を推進 ※専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画	⑭給食の時間における対応 食に関する指導については、栄養教諭等が対応 ⑮授業準備 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進 ⑯学習評価や成績処理 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進 ⑰学校行事の準備・運営 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討 ⑱進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応 専門スタッフとの協働等を促進

朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会設置要綱

平成31年 2月21日要綱第12号

朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会設置要綱（平成26年朝霞市要綱）の全部を改正する。

（設置）

第1条 教職員が意欲をもって教育活動に取り組めるよう、朝霞市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）の負担軽減のための取組方策について検討する朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- （1） 小・中学校における業務の改善に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、小・中学校における教職員の負担軽減に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、9人以内で組織する。

- 2 委員は、別表第1に掲げる者の中から、教育長が委嘱し、又は任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、学校教育部長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長1人を置き、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の年度末までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず特別の事情があるときは、教育長は任期満了前に委員を解職し、又は解任することができる。

（部会）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会員は、別表第2に掲げる者の中から委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、教育管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

No.	所属・職
1	学校教育部長
2	教育総務課長
3	教育指導課長
4	教育管理課長
5	学校給食課長
6	朝霞市小学校長会代表
7	朝霞市中学校長会代表
8	朝霞市教頭会代表（小・中学校教頭）

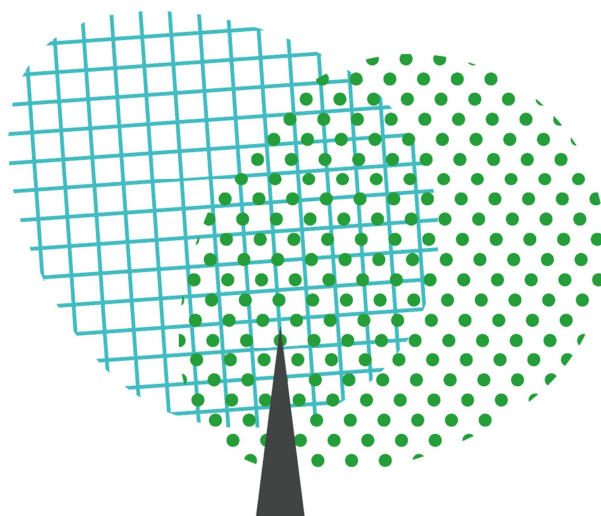
別表第2（第6条関係）

No.	所属・職
1	小・中学校校長
2	小・中学校教頭
3	小・中学校主幹教諭
4	小・中学校教諭
5	小・中学校養護教諭
6	教育指導課長補佐
7	教育指導課指導主事

用語の解説

No.	用語	定義・解説
1	教職員	市立小・中学校に勤務する教育職員及び事務職員等。
2	業務量管理	教育委員会及び校長が教職員の業務量を適切に把握・管理し、長時間勤務を防止するために行う取組。
3	健康確保措置	教職員の心身の健康を保持するため、業務量管理と一体的に実施される取組。 勤務時間管理、面談、健康相談、休暇取得促進などを含む。
4	業務の3分類	文部科学省が示す「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に担うべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の3分類
5	属人化	特定の教職員が特定業務を固定的に担当し、引継ぎが困難な状態。
6	ローテーション	教職員が特定業務を交替で担当する仕組み。業務の属人化を防ぎ、組織的力量を向上させる。
7	I C T活用	校務支援システムやデジタル教材等を活用し、業務効率化と教育の質向上を図る取組。
8	校務支援員	教職員の補助的業務を担う支援スタッフ。教材準備・印刷・データ整理などを担当。
9	フレックスタイム制	1週間から4週間の範囲内で、始業、終業時間を柔軟に決められる勤務制度。業務の繁閑や個人事情に応じて活用する。
10	テレワーク	自宅等でI C T機器を用いて校務を行う勤務形態。
11	健康相談	教職員が心身の不調を感じた際に、産業医等に相談できる体制。
12	面談（勤務時間超過者面談）	月45時間等の基準を超えた教職員に対し、校長等が行う業務・健康確認のための面談。
13	ストレスチェック	教職員自身のストレス状態を把握するために年1回実施する調査。結果は本人にフィードバックされる。
14	学校閉庁日	学校業務を完全に停止し、教職員が一斉に休養を確保する日。夏季休業中や県民の日等に設定。
15	定時退勤日	教職員が定時に退勤し、長時間勤務を抑制する日。週1回程度を目安に各学校が設定。

16	K P I	主要業績評価指標 業務改善や勤務時間縮減等の進捗を定量的に評価する指標。
17	フォローアップ	計画の実施譲許を定期的に確認し、改善・見直しを行う仕組み。
18	在校時間	教職員が学校に在校している総時間。授業や校務、休憩時間を含む。
19	勤務時間	法令で定められた所定勤務時間。 1日7時間45分、週38時間45分。
20	在校等時間	教職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間を外形的に把握することができる時間。在校時間に加え、出張や研修等の校外勤務時間を含めたもの。
21	時間外在校等時間	在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間。 校務支援システムにより確認。
22	学校運営協議会	学校運営に地域住民や保護者が参加する仕組みで、法律に基づき、教育委員会が学校に設置する機関。
23	偏在	業務が特定の教職員や分掌に集中し、負担が不均衡となっている状態をいう。業務の平準化が必要である。



むさし フロント ムサカ

朝霞市立小・中校教職員の
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月発行

発行 朝霞市教育委員会

編集 教育管理課

埼玉県朝霞市本町1-1-1

電話 048-463-1111（代表）

URL <http://www.cty.asaka.lg.jp>

朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する
基本的な指針

令和8年4月
朝霞市教育委員会

朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針

はじめに.....	3
1 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本理念.....	4
2 性暴力等とは.....	5
3 教職員等による児童生徒への性暴力等の発生時の対応.....	8
(1) 概要（全体像）.....	8
(2) 時系列のフロー.....	9
4 学校における対応.....	10
(1) 未然防止・早期発見のために.....	10
(2) 相談を受けた時の対応.....	14
5 教育委員会における対応.....	23
(1) 未然防止・早期発見のために.....	23
(2) 学校から被害の報告が入ったときの対応.....	23
(3) 協議会と連携した未然防止に向けた取組.....	26
6 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会の役割.....	27
7 その他.....	28
(1) 体罰との問題構造の類似性.....	28
(2) 被害を受けた児童生徒への聞き取りシート、初動報告シート（別紙参照）.....	28
(3) 参考文献・サイト.....	28
別紙1.....	29
別紙2.....	32
別紙3.....	33

はじめに

令和3年5月に、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(以下、「児童生徒性暴力等防止法」という。)が成立し、令和4年3月には、同法の基本的理念などを踏まえた「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」が示された(令和5年7月13日改訂)。

こうした中、令和5年10月に本市に勤務する教職員がわいせつ事案で逮捕される事件が発生した。当該教職員が行った行為は、教員という立場を利用した卑劣な行為で、児童生徒等の権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷を与えるものであり、決して許されるものではない。

本市では、事件発覚後、警察と連携して、被害を受けた生徒の保護、在校生の心のケア、保護者等への説明等を行ってきた。さらには、当該教職員への身分上の厳正な行政処分、事案発生までの検証と再発防止に向けた取組の策定、市内小・中学校の全教職員に向けた研修等にも取り組んできた。

これらの対応については、文部科学省の示す「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」に沿った形で行うことができたと考えているが、当時の対応を振り返ることも含めて、今回、朝霞市教育委員会として、教職員等による児童生徒性暴力等への対処と未然防止・早期発見のためのガイドラインを作成することとした。

なお、本指針における「教職員等」とは、市内の小・中学校における「児童生徒性暴力等防止法」第2条第5項の教育職員等、その他の小・中学校の学校管理下において児童生徒と接する業務に従事する者と定義する。

1 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本理念

教職員等による性暴力は、児童生徒の尊厳と人権を踏みにじり、その心を深く傷つける「魂の殺人」であり、決して許されない行為である。本来、児童生徒の人権を尊重し、守り育てる立場にある教育に携わる者が性暴力等を行うことは断じて容認できず、いかなる理由があろうともあってはならない。

教職員等は、「児童の権利に関する条約」(以下、子どもの権利条約という)にある「子どもの最善の利益」を第一に考え、「生命、生存及び発達に対する権利」を保障するとともに、学校を安全で健やかに成長できる学びの場とする責務を負っている。

朝霞市は、教職員等による性暴力等の根絶を最重要課題の一つとして位置付け、不退転の覚悟で取り組むことを誓い、以下の基本理念を定める。

- 教職員等による性暴力等の防止等に関する取組は、性暴力等が全ての児童生徒の心身の健全な発達に関わる重大な問題であるという基本的認識の下に行う。
- 教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する取組は、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、教職員等による性暴力等を根絶することを旨として行う。
- 教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する取組は、被害を受けた児童生徒を適切かつ迅速に保護することを旨として行う。
- 教職員等による児童生徒性暴力等は、児童生徒や保護者からの教職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を根底から傷つけるものであることを深く理解する。
- 教職員等による児童生徒性暴力等は、懲戒免職に相当する重大な行為であり、懲戒処分等については、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行う。
- 教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する取組は、県、学校、警察・児童相談所・医療機関等の関係機関や専門家・有識者等との連携の下に行う。

2 性暴力等とは

児童生徒性暴力等防止法第2条第3項及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(令和4年3月18日文部科学大臣決定 令和5年7月13日改定)により、「性暴力等」を次のとおり定義する。

教職員等及び教育委員会事務局職員は、以下の事項を法の条文と照らし合わせてどのような行為が性暴力等にあたるかを改めて確認し、該当する行為を決して行わないという認識をもたなければならない。

- ① 児童生徒等に性交等(刑法(明治40年法律第45号)第177条第1項に規定する性交等をいう。)をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。)(法第2条第3項第1号)
- ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること(①に掲げるものを除く。)(法第2条第3項第2号)
- ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。)第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。)第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)に当たる行為をすること(①及び②に掲げるものを除く。)(法第2条第3項第3号)
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること(①～③に掲げるものを除く。)(法第2条第3項第4号)
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位(児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。)その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事(①～④に掲げるものを除く。)(法第2条第3項第5号)

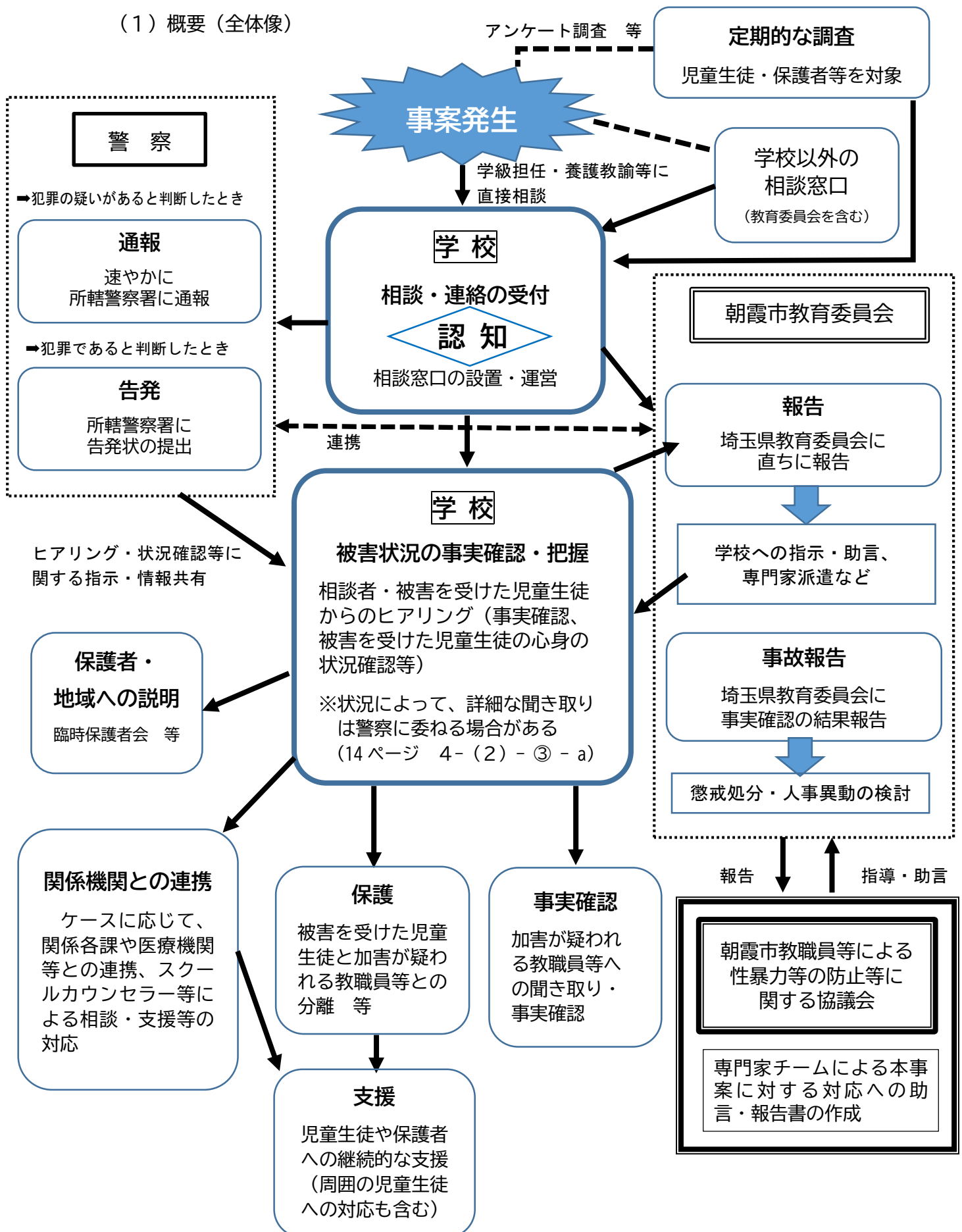
- 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。
また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。
- ①について、刑法第 177 条の不同意性交等罪、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等は、ここに含まれると考えられる。
- ②については、刑法第 176 条の不同意わいせつ罪、児童福祉法第 34 条第1項第6号の淫行罪に当たる行為(①の場合を除く。)や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為は、ここに含まれると考えられる。
- ③については、
 - ・刑法第 182 条の罪 16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求(同条第1項)、面会(同条第2項)、性的な姿態を撮影した映像の要求(同条第3項。いわゆる自撮り要求等)
 - ・児童ポルノ法第5条から第8条までの罪に当たる行為:児童買春周旋(同法第5条)、児童買春勧誘(同法第6条)、児童ポルノ所持、提供等(同法第7条)、児童買春等目的の人身売買等(同法第8条)(児童買春(同法第4条)は明記されていないが、これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる)
 - ・性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為(児童生徒等に係るものに限る。)8:児童生徒等に係る性的姿態等の撮影(同法第2条)、性的影像記録の提供等(同法第3条)及び当該行為をする目的での保管(同法第4条)、性的姿態等影像の送信(同法第5条)、及び記録(同法第6条)
がここに含まれる。
- ④については、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や③に含まれない盗撮などの行為などが、ここに含まれると考えられる。
- なお、④には身体の一部に触れることが内容に含まれているが、「児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事」が要件となっている。例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うこと、幼稚園教諭等が乳幼児の着替えや排泄等の身の回りの支援を行うことなど、教職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務

上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。

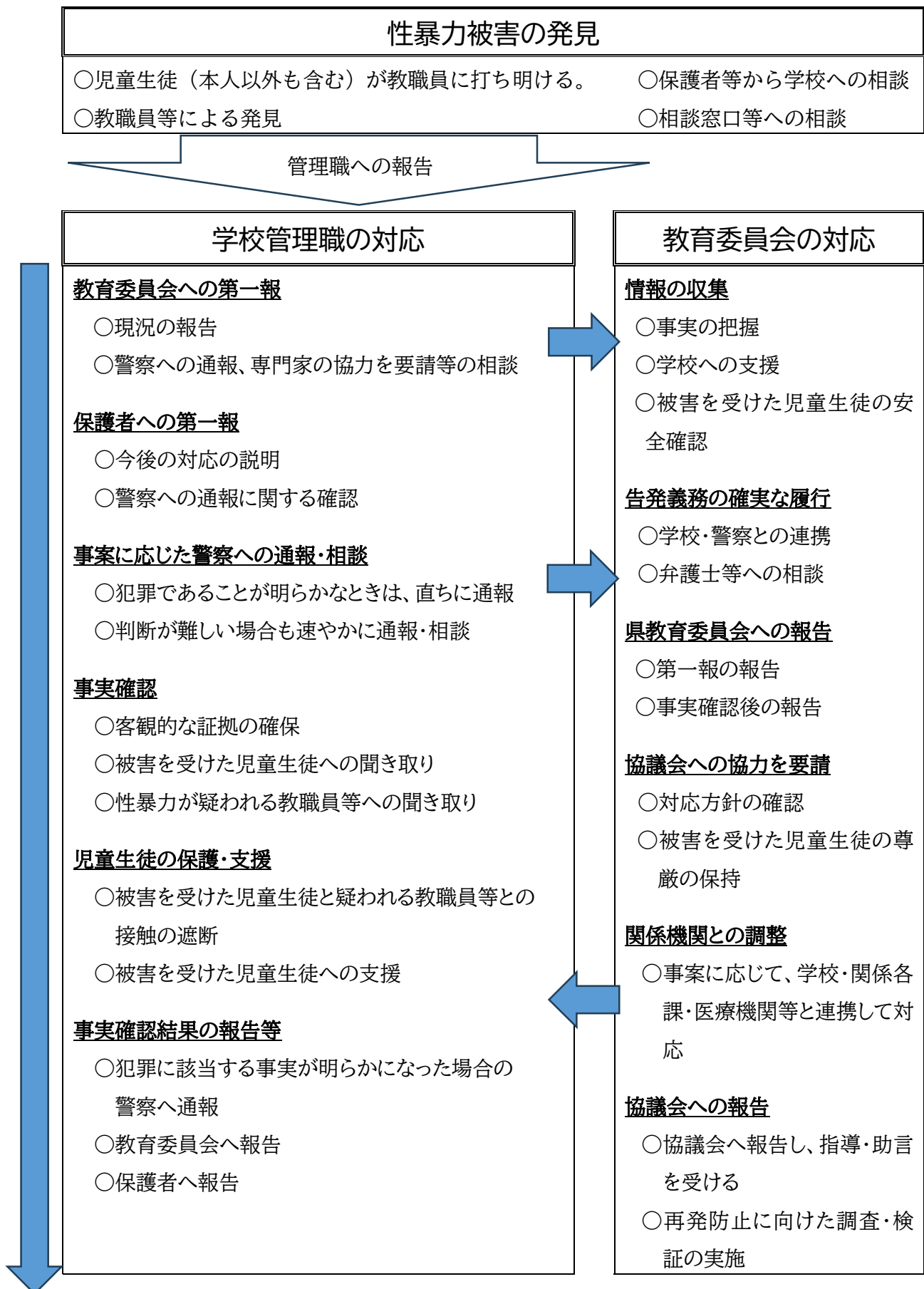
- ⑤については、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント(児童生徒等を不快にさせる性的な言動)などが、ここに含まれると考えられる。

3 教職員等による児童生徒への性暴力等の発生時の対応

(1) 概要（全体像）



(2) 時系列のフロー



4 学校における対応

(1) 未然防止・早期発見のために

① 教職員等が性暴力等に関する理解を深めるための研修等の実施

- 「埼玉県不祥事防止研修プログラム」、「朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書」(令和6年2月 朝霞市教育委員会)などを使用し、校内研修を継続的に行う。
- 学校で起きた性暴力を早期発見・対処するには、日頃から教職員等が性暴力とその被害について理解を深めることが必要である。また、性暴力は教職員と児童生徒との力関係の差を背景に起きるものであり、「教職」という職が児童生徒にどれだけ影響力を持っているか、自分自身の言動を振り返り、自覚をすることが重要である。
- 学校は教育委員会と連携して、教職員等による性暴力等を起こさないための研修を繰り返し、児童生徒への性暴力がこどもの人権を踏みにじり、教職員としてあってはならない行為であるとの認識を共有し続けなければならない。
- 現在行われている以下のような教職員事故防止の取組を継続し、教職員事故防止に係る意識向上に努める。
 - ・ 学校における教職員事故、事件防止のための取組
 - ・ 職員会議や倫理確立委員会等における研修(「埼玉県不祥事防止研修プログラム」や「朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書」の活用)
 - ・ 各学校における不祥事根絶に向けた年間計画作成による意識向上

② 学校施設の定期的な点検・見回り

- 学校施設の定期的な点検については、埼玉県教育委員会より示された「県立学校における盗撮防止等ガイドライン」等に基づき、朝霞市教育委員会も「朝霞市立学校における盗撮防止等ガイドライン」を定めるとともに、学校においても盗撮防止に係る校内ルールを作成した。それを踏まえ、常に校内の整理整頓を行うとともに、日常点検、定期点検、臨時点検を実施するなど、未然防止を図るための環境整備や対策を徹底的に行う。

- 学校の管理職は、施設面で死角となるような場所がないか、曇りガラスで中が見えない状況となっている教室がないかなど、絶えず校内の状況を把握しなければならない。

また、教職員が自己の目が届かないところで作業をすることを当然としてはならない。教職員が職員室以外の特定の部屋で長時間業務を行っているような状況がある場合には、声かけをするなど、業務内容を確認する。

③ 教職員の指導に係る不祥事発生リスク要素について

- 「朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書」において、不祥事発生のリスク分類の考え方として、以下の3つに分類した。

- ・ 「特別視」…高い評価やカリスマといった特別視される人物に対し 間違っただけを正すはずがない、正しいはずだ、という バイアスが働くことによるチェック機能の低下 など
- ・ 「動機」…内的・外的要素(興味、性格、ストレスなど)、ストレスによる自制心や判断力の低下 など
- ・ 「機会・環境」…複数の目が行き届かない状況、実行可能・隠蔽可能と認識してしまう機会・環境、要望や言動が認められやすい環境 など

- 上記の中の「機会・環境」において、教職員による厳しい指導、行き過ぎた指導への対応について、権力の上下関係がある中で、支配関係を生み出してしまう可能性があること、その関係が継続した場合に逆らえない、従順にならざるを得ない、などの感覚を生み出してしまう危険性があることが指摘された。

指導の在り方を絶えず見直すことで、過度な上下関係やグルーミングなどの関係性に陥らず、教職員と児童生徒の適切な関係を保持していかなければならない。

- 教職員が SNS 等を用いて児童生徒と私的なやりとりはしないということとはもとより、教職員個人が所有するスマートフォン等の端末で児童生徒を撮影することなどもないように、部活動を含めた学校内外での教職員と児童生徒とのやりとりについて、以下の項目を順守していく。

- ・ SNS等による児童生徒等との私的なやりとりの禁止を徹底する
- ・ 教職員の私物のスマートフォン等の教室への持ち込み禁止を徹底する
- ・ 学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないよう徹底する

④ 児童生徒からの声を取り上げる仕組み

- 学校は定期的に児童生徒へアンケートをとるなど、児童生徒からの声を聞く機会を設けることが必要である。この他にも、性暴力に限らず、日ごろから児童生徒の意見を聞き、こどもの権利を尊重した学校づくりに努める必要がある。
- 朝霞市では現在、次に記載するアンケート調査や相談窓口の周知を行っており、継続して児童生徒の状況を見守っていく。

- ・ 心と生活のアンケート

月1回実施。「周囲の友達や大人に嫌なことをされている」、「悩みがある」、「生きていても仕方がない」などの記載があった場合は必ず面談を行う。担任による面談を基本としており、必要に応じて、管理職へ報告を行う。

- ・ 体罰・性暴力調査

体罰・性暴力の有無について、児童生徒・保護者に向けてアンケート調査を実施している。アンケートの提出は教員、校長、教育委員会など、どこへ出してもよい。

- ・ いじめのアンケート

いじめの有無についてのアンケート。提出は、体罰調査と同様とする。

- ・ 校長ポスト等の設置

学校では、種々のアンケートを行い、こどもの声を拾っている。しかし、担任が直接関与するようなアンケートもあり、当事者が担任である場合に声を上げづらいこともあるのではないかと考えられる。そのため、校長に直に訴えることができる校長ポストを設け、児童生徒の声を広く受け止める仕組みをつくる。

- ・ 「大切な心と体を守るための SOS カード」の活用

埼玉県教育委員会では、保護者からの性的虐待を含め、身近な人からの性被害から子どもたちを守るため、「大切な心と体を守るための SOS カード」を作成した。このカードは、当該児童生徒にとって信頼できる学校の教職員等に助けを求めるために活用することを目的としている。本市の小・中学校に在籍する児童生徒にも、必要に応じて利用することを促していく。

・「こども・ほっとそうだん～こども人権相談事業」の周知

学校関係者に直接言いたくないこと等については、市の窓口である「こども・ほっとそうだん」があるので、周知に協力すること。

・ 性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」・性暴力等被害者支援の周知

県で実施している相談窓口である「アイリスホットライン」の周知を行い、学校、教育委員会以外にも相談窓口があることを周知する。

性別に関わらず相談可能であり、法律的に守秘義務を有する相談員が対応する。相談無料であり、匿名の相談でも可能。

【電話相談】 0120-31-8341(彩の国やさしい)※24 時間 365 日受付

一部 IP 電話などからは 048-839-8341(通話料有料)

【web 相談受付】

<https://www.svsc8080.jp/iris/form/postmail.html>

⑤ 管理職を核とした異変を見逃さない組織体制づくり

- 教職員等による行き過ぎた指導を放置すると、教職員等と児童生徒の関係はより従属的になり、結果として、性暴力や体罰にエスカレートしてしまうことが考えられる。こうした暴力を受けた場合としても、強固な上下関係が出来上がってしまうと、児童生徒は声を上げづらい環境になる可能性が高い。

よって、学校の管理職は、教職員等に行き過ぎた指導が見られた場合は、直ちに本人に対して改善を求めるとともに、学校のみでは解決できないと判断した場合は速やかに教育委員会へ報告し、協力して事態に対処する必要がある。

- 学校の管理職は自己の評価に影響することを恐れ、いたずらに状況を放置し、事態が悪化することがないようにする。事態が自己のみでは対処できないと認識することは、状況の判断・分析ができていており、評価されることである。
- 各教職員についても、常に当事者意識をもって行動することが大切である。周辺に異変を感じたとしても、「自分はその子の担任ではないから」、「あの教員は優秀で力があるため管理職は取り合わないだろう」などと管理職に報告せず、そのまま放置してしまうと、本来ならば事前に防げていたはずの事案が、結果、犯罪という形で表面化してしまうことも考えられる。

- 学校の管理職は、風通しのよい組織づくりに努め、日頃から校内の小さな違和感、小さなエラーを拾い上げ、早期に対応することで、重大事案が発生することを未然に防ぐ努力が必要である。

例えば、倫理確立委員会などを活用し、月1回の定期的な校内施設の巡回や毎学期の服務事故防止に係るセルフチェックシートの実施、若手教職員同士の相談会など、組織的に校内の違和感や小さな変化を見逃さず、早急に対応する仕組みを構築していかなければならない。

- 学校の管理職は、性暴力に係る事案が生じた際の対応にあたるチームをつくり、早期対応するために教職員の役割を決めておく必要がある。管理職、学年主任、生徒指導主任、学級担任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等で組織するチームを構築するとともに、被害を受けた児童生徒・保護者対応・専門機関等との対応担当職員を決めておく。

(2) 相談を受けた時の対応

① 基本的な考え方

- 学校及び教育委員会は、児童生徒・保護者等からの相談などにより、教職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、被害を受けた児童生徒の負担に十分に配慮しつつ、学校・教育委員会等及び所轄警察署との間で情報共有を図り、迅速に事案に対処するとともに、被害を受けた児童生徒やその保護者に対して、必要な保護・支援を行う必要がある。
- こうした一連の取組は、法の目的や基本理念も踏まえ、被害を受けた児童生徒を徹底して守り通すことに留意して行われなければならない、悪しき仲間意識や組織防衛心理から事なかれ主義に陥り、必要な対応を行わなかったり、躊躇したりするようなことがあってはならない。
- なお、法により求められる必要な対応を行わず、児童生徒性暴力等の事実があると思われたにもかかわらず放置したり隠ぺいしたりする場合には、この法の義務違反や、信用失墜行為として地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）による懲戒処分の対象となり得ることを認識しておく必要がある。
- 学校及び教育委員会は、性暴力被害は見えにくいということを十分自覚しなくてはならない。児童生徒からすると、「打ち明けにくい」「何が起きているかわからな

い」「恥ずかしい」などの理由があるとともに、教職員からすると「目撃者がいない」「性的な言動は性暴力であると認識が低い」「男性から女性に対してのみに起こる」という思い込みがある」などの理由が挙げられる。

学校の教職員は、普段と様子が異なる点にすぐ気付くことができ、困ったときに安心してすぐに相談できる関係を児童生徒と築いていくことが重要である。

② 相談内容の確認

- 児童生徒等から、性暴力等の通報を受けた場合、通報者が安心できる場所を用意し、話を聞くようにする。その際、聞き取りシートを使用するなど、繰り返し聞かないように配慮する。
- 相談の内容が疑いの段階であっても、対応を後回しにせず、速やかに対応することとする。
- 「教員と児童生徒が SNS で私的に連絡を取り合っている」「教員が自家用車に児童生徒を同乗させているのを見た」といった噂の相談についても、「所詮、噂だろう」と決めつけずに速やかに管理職に報告する。
- 通報を受けた教職員は、直ちに学校の管理職と情報を共有し、今後の対応について協議する。学校の管理職は、被害を受けた児童生徒や通報した児童生徒、保護者対応などの担当する教職員を定め、複数の教職員で組織的に対応していくことを基本とする。

③ 警察へ通報する判断

- 児童生徒性暴力防止法第2条第3項各号に「児童生徒性暴力等」が列举されているので、犯罪性の有無を判断する時に参考する。なお、実際の事例が必ず列举事例にあたるわけではないので、判断に迷った場合は、ためらわず警察へ通報、相談すべきである。

a 警察へ通報・告発する行為

法第2条第3項各号に列举される「児童生徒性暴力等」のうち、次に該当するものは犯罪に該当するので、教育委員会と連携し、警察へ通報・告発する。

- ・性交、性交類似行為(第3項第1号)
- ・わいせつな行為(第3項第2号)(自身の性的部位に触らせることも含む)
- ・児童ポルノ法違反(第3項第3号)
- ・プライベートゾーンへの接触(第3項第4号イ)

・盗撮(第3項第4号口)

b 懲戒処分の対象となるような行為

法第2条第3項各号に列挙される「児童生徒性暴力等」のうち、次に該当するものは犯罪には該当しないものと考えられるが、懲戒処分の対象と考えるため、教育委員会と連携し、専門家に協力を得ながら対応する。

- ・児童生徒の性的羞恥心を害する言動で心身に有害なもの(第3項第5号)
- ・悪質なセクシュアル・ハラスメント等
- ・児童生徒を不快にさせる性的な行動
- ・口頭での発言に限らず、SNS や電子メールのやり取りも含む

c 懲戒もしくは指導の対象となる行為

法に規定がなく、児童生徒性暴力等とはいえないが、次に示すような行為は、不適切な指導として懲戒処分の対象となる可能性があり、又は指導の対象となりうる。この場合は、学校が教職員等への指導を行う。

- ・好意を伝えられた。
- ・プライベートゾーン以外への不要な接触がある。
- ・身体的な距離が近い。
- ・私的な SNS のやり取りをしようとする。
- ・じろじろ見られる。
- ・二人きりになろうとする。等

④ 児童生徒から相談を受ける際 こどもの人権に留意するために

○ 尊重と共感

児童生徒の話を真剣に受け止め、尊重する姿勢を示すようにする。彼らの感情や意見を軽視せず、共感を持って接することが大切である。

○ 秘密の保持

相談内容は基本的に秘密にし、必要に応じて適切な専門家に相談することを児童生徒に伝える。これにより、児童生徒は安心して話すことができる。

○ 非差別の原則

すべての児童生徒を平等に扱い、差別や偏見をもたないように心掛ける。どのような背景や状況であっても、公平に対応することが重要である。

○ 適切な対応と支援

相談内容に応じて、児童生徒へ適切な対応や支援を提供する。必要に応じて、スクールカウンセラーや養護教諭などの専門家と連携し、適切な支援を提供する必要がある。

○ 「こどもの権利」における児童生徒自身の理解

子どもの権利条約に示されるとおり、教職員等は、児童生徒の発達に応じて、児童生徒の意見を十分に考慮し、尊重しなくてはならない。また、児童生徒自身が自分の権利を理解し、尊重されるべき存在であることを認識できるように支援することが大切である。

⑤ 被害を受けた児童生徒本人からのヒアリング

- ヒアリングは、時系列に、具体的に行うとともに、被害内容を否定しないように留意する。このとき、「あのこども思いの先生だから」「優秀な先生だから」などの先入観は対応を誤る一因になるので注意する。また、児童生徒についても、「普段から問題があるから相談もいたずらかもしれない」などという考えも、同様に注意する。

- ヒアリングは、警察の指示のもと、対応を行う。

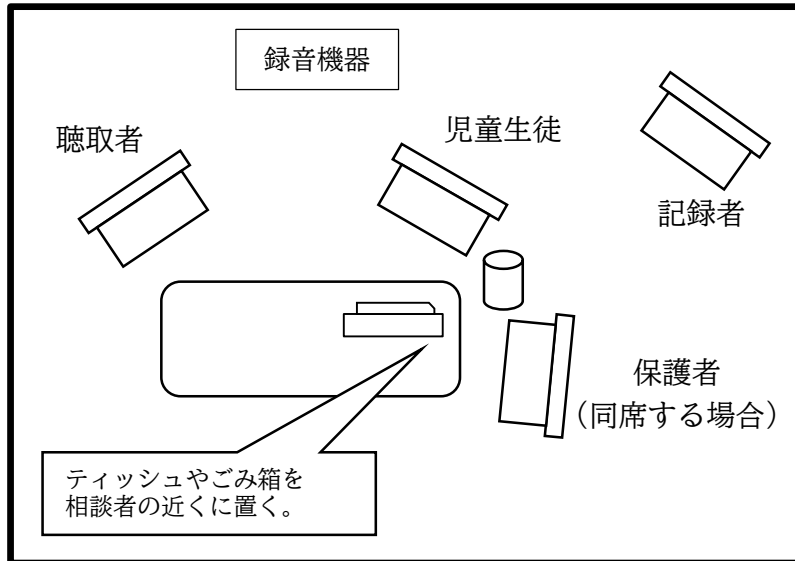
※ 5～7 ページ 2-①～⑤を参照。

- ヒアリングについては、被害を受けた児童生徒の負担を考えるとともに、児童生徒の人権に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないように注意しなければならない。なお、これは事実確認を行うにあたって配慮・注意すべきことを規定しているのであって、いたずらに被害を受けた児童生徒への配慮やプライバシーの保護などを盾に、必要な措置を怠ることがあってはならない。

- 学校の管理職は、聞き取りをする者について、事案が発生した状況、被害を受けた児童生徒の属性により、適切な人選に努めることが重要である。自ら又は学級担任、学年主任、部活動の顧問、養護教諭、スクールカウンセラー、その他の児童生徒の話を客観的に聞き取りができる者と記録できる者を人選し、被害を受けた児童生徒から聞き取りを行う。教育委員会は、学校からの要望がある場合は同席するなど支援に応じる。

- 被害を受けた児童生徒本人が安心できる場所で聞く。聞き取りを行う者は、被害を受けた児童生徒に圧力をかけないようにするため、下記のように座席の配置に留意し、話を聞くようにする。記録する者は、聞き取りに口を挟まず、被害を受けた児童生徒の視界に入らないように記録に徹する。また、児童生徒に了解を得て、録音する。

<レイアウトの一例>



- ・座席は対面せずに、斜めに並んで聞く。
- ・録音機器は、聞き取りの妨げにならないように設置するなど、配置についても注意する。

※ 児童生徒の実態や状況に応じて、レイアウトは柔軟に設置する。

- 本人からのヒアリングは「いつ」「誰が」「誰に」「身体のどの部分に」「何をしたか」等、最小限の内容にとどめるとともに、聞き取りシートを用いて、必ず記録に残す。また、児童生徒から語られた言葉は、そのまま正確に逐語的に記録する。性的な表現については、慣れていないとぼかした言葉を用いてしまう恐れがあるが、被害を受けた児童生徒が語ったとおり記録することが重要である。
- 教職員がヒアリングを行う際、勇気をもって打ち明けた被害を受けた児童生徒がないがしろにされたと感じないように真摯に傾聴するとともに、相談内容を過小評価することのないように十分留意する。また、聞き取りの際、以下の言葉を使わないようにし、被害を受けた児童生徒をさらに傷つけることのないように心がける。

・児童生徒を責めていると受け取られかねない言葉

「泣いてばかりいないで、説明して」

「さっきと話が違うけど、どっちが本当なのですか？」

・「なぜ？」と非難しているように聞こえる質問

「どうして逃げなかったの？」・「どうして付いて行ったの？」

・被害を矮小化するなど、被害を受けた児童生徒の心理を理解しない言葉

「先生はこういう相談に慣れているから、恥ずかしがらずに話して」

「早く元気になりましょう」・「つらいことは忘れましょう」

「つらいのはよくわかるよ」・「時間が解決してくれるよ」

・相談を拒絶する言葉、話を遮る言葉

「〇〇先生に相談してください」・「保護者の人に伝えてください」

「私では手に負えません」・「時間がないから、次の話にいきましょう」

・感情的な言葉や態度、評価をする言葉

「××先生のやったことは、絶対に許せない！」

「(被害を受けた児童生徒に対して)かわいそうだね」

・無責任な言葉

「△△先生は明日から学校に来ないよ」

「誰にも言わないよ」・「先生だけの秘密にしておくから大丈夫だよ」

「あなたから、もうこれ以上話を聞くことはないよ」

- ヒアリングをした後、被害を受けた児童生徒が一人になってしまう時間を作らないようにするなど、孤立感を抱かせないように配慮するとともに、これから対応する教職員名を伝える。
- 被害を受けた児童生徒を守るために、信頼できる機関と連携して対応していくことを伝える。
- 学校の管理職は、確認した内容が事実であると仮定した場合は、加害が疑われる教職員の行為が、「児童生徒性暴力等防止法」で規定する「性暴力等」に該当するかどうかを判断する。
- 学校の管理職は、犯罪性の有無にかかわらず、必ず教育委員会へ報告する。

⑥ **教育委員会と連携した警察への通報、相談**

- 聞き取りの中で、犯罪性が疑われると判断した場合は、教育委員会へ報告し、連携して警察への通報、相談を行う。
- この場合、犯罪性について判断しかねる場合についても、ためらうことなく教育委員会へ報告し、連携して警察へ通報、相談を行い、その後は、学校、教育委員会、警察が連携して対処できるようにする。

- 教職員等への聞き取りについては、証拠の隠滅、通報した児童生徒への恫喝などが想定されるため慎重に行うことが必要であり、犯罪性が疑われている状況下においては、警察に委ねる。

⑦ 被害を受けた児童生徒の保護者への対応

- 被害を受けた児童生徒の保護者に対して、被害を受けた児童生徒から相談を受けた時点もしくは被害を確認できた時点で、それまでに確認できた状況を速やかに報告する。その際は、校内で予め決めた教職員が保護者へ連絡を行う。

また、被害を受けた児童生徒から学校がヒアリングを行う際は、保護者の同意を得るとともに、ヒアリングへの同席を希望するか、確認する。

被害を受けた児童生徒が保護者には伝えないでほしいと訴える場合も想定されるが、被害を受けた児童生徒の心理的な負担や影響に配慮しつつ、学校として保護者への連絡は必ず行わなければならないことであることを、被害を受けた児童生徒本人に伝えるなければならない。

- 以下の場合について、医療機関受診の必要性があることを伝える。
 - ・治療が必要な外傷があった場合
 - ・妊娠の可能性がある場合（緊急避妊ピルが有効な72時間以内に受診する）
- 心とからだのケアの必要性と、専門家（医師・公認心理師等）への相談をすすめる（保護者だけでも相談は可能であることも伝える）。

⑧ 被害を受けた児童生徒の保護・支援

- 学校は、通報した被害を受けた児童生徒の保護を第一に考えなければならない。加害が疑われる教職員が被害を受けた児童生徒の近くにいる場合は、クラス担任、授業の担当、部活動顧問から外すなど、その人物を被害を受けた児童生徒と接触させないようにする。
- 被害を受けた児童生徒との定期的な面談や、保護者への定期的な連絡など、継続的に児童生徒の心身の状況を把握する。
- 長期にわたり不安や心の傷が続くことが予想される。可能な限り学校の教職員やスクールカウンセラー等が寄り添いながら対応する。

⑨ 周囲の児童生徒への対応

- 学校は、被害を目撃した児童生徒に対して、目撃したこと以外の被害状況等の詳細は伝えないようにする。加えて、被害を目撃した児童生徒がうわさ話やSNSなどを通じて、被害の内容を広めないように留意することも伝える。

また、困ったときに相談できる教職員等を伝え、被害を目撃した児童生徒の心のケアについて十分配慮する。

- 被害を目撃した児童生徒以外の児童生徒には、被害の情報は伝えない。
- 被害を目撃した児童生徒の保護者に対しては、心のケアを含めた支援に係る説明と、被害内容を周囲に漏らさないよう配慮することについて理解が得られるよう丁寧に依頼をする。

⑩ 校内の教職員の情報共有・対応について

- 校内の教職員について、被害状況等の詳細な情報については、対応チームが把握しておくのみとするが、当該児童生徒や目撃した児童生徒、加害が疑われる教職員についてなど、必要最低限の情報は共有をしておかねばならない。

また、児童生徒や保護者からの問い合わせなどについては、統一的な回答ができるよう予め準備をしておく必要がある。

⑪ 教職員等が逮捕された場合

- 警察との交渉、情報交換は基本的に教育委員会で行い、学校は教育委員会との連絡を密にし、情報収集に努める。
- 警察から捜査の依頼があった場合は、これに応じ、状況について教育委員会へ報告する。
- 逮捕後、情報が公になることに備え、在校生の心のケアに向けた準備を行う。
- 報道機関からの電話取材などが入るため、対応を教頭・校長に限り、統一的な回答ができる仕組みをつくる。また、テレビなどが直接学校へ取材にくる場合が想定されるため、こどもに関する対応などを含め、十分に配慮すること。

- 学校は、教育委員会と連携し、スクールカウンセラーなどの要員確保を行い、児童生徒からの相談を受ける体制をとり、児童生徒へ周知する。
- 学校の管理職は、収集した情報を元に、児童生徒の心理的ケアに配慮しながら、保護者に対して提供できる情報を特定し、保護者会を開くなど、情報提供を行う。
※ この場合、警察から提供される情報は、捜査中であることから、部分的提供にとどまることを留意し、保護者に対して理解を求めること。
- 学校が事前に情報を把握していない状況で教職員等が逮捕される場合も想定されるので、この場合は教育委員会と連携を密にし、情報収集を行う。
- 被害を受けた児童生徒が特定される場合は、本人の保護を行うとともに、心のケアのため、スクールカウンセラーなどによるカウンセリングの手配などを行う。

⑫ 臨時保護者会の開催について

- 学校は、事案の状況に応じて、関係する児童生徒の保護者に向けて、臨時保護者会を開催する場合がある。その際、被害を受けた児童生徒が特定されない範囲で公表できる情報について、教育委員会や警察等と確認するとともに、被害を受けた児童生徒や保護者にも同意を得る必要がある。また、報道機関への対応と同様に、統一的な回答ができるように用意しておく。
- 教職員等が逮捕された場合は、児童生徒への心理的な影響が大きいため、教育相談員やスクールカウンセラーなどの心理の専門家が、心理的なケア・支援を行っていく旨を周知する。

5 教育委員会における対応

(1) 未然防止・早期発見のために

① 教育と啓発

教職員や児童生徒に対して、性加害や体罰の重大性とその防止策についての教育を行うことが必要である。教職員と児童生徒が、性加害は犯罪であるとの認識をもつことにより、早期発見と通報が促進される。

まずは、文部科学省が作成した「生命の安全教育」の教材及び指導の手引きを活用し、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、適切に教育活動を進めていくことが大切である。

② 相談窓口の設置

児童生徒や保護者が安心して相談できる第三者機関や電話相談などを設置し、匿名での通報が可能な体制を整える必要がある。

既に学校においては、アンケート調査等が行われているが、市の窓口としては人権庶務課に設置されている「こども・ほっとそうだん」のみであり、教育部局内にも直接、相談・通報などを受ける窓口が必要である。

現在、こうした相談は教育委員会内では教育指導課へ通報が入っているが、当該課には学校の教職員や管理職が指導主事として従事しているため、教育指導課とは別の組織として立ち上げる必要がある。

③ 定期的なモニタリングの共有

学校は定期的なアンケート調査や面談を通じて、児童生徒の声を直接聞く機会を設けている。これにより早期に問題の把握を行おうと努めているところである。学校は児童生徒の異変を把握した場合、迅速に教育委員会と共有しなければならない。また、教育委員会は学校に対して指導主事の派遣等、必要な支援を行う。

④ 教職員等の行動規律に関する管理の徹底

密室で指導しない、不適切な接触を行わない、などの教職員の行動規律を現場で徹底するよう学校の管理職等を指導していく。

(2) 学校から被害の報告が入ったときの対応

① 情報収集

- ・被害の情報が学校から入った場合、教育委員会は学校からの情報収集を行い、正確な状況把握に努める。このとき、被害者保護のため、情報の共有範囲を特定し、不必要に情報が拡散することを防ぐ。

- ・被害を受けた児童生徒本人から聞き取りなどを行う場合には、児童生徒の人権等に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないように注意すること。

- ・教育委員会が情報収集のため、被害を受けた児童生徒本人から聞き取りを行う場合、繰り返し学校と同様の聴取になっていないかなど、当該児童生徒の負担軽減に十分配慮する。

② 学校への支援

- ・情報の収集の後、状況を分析し、学校へスクールカウンセラーや教育相談員等の派遣、指導主事の派遣など、学校と相談して支援を行う。

③ 警察への相談

- ・状況が警察へ通報すべき案件がどうかを5～7ページ2-①～⑤と照らし合わせ検討する。

- ・警察への通報については、刑事訴訟法第239条第2項に基づき、「犯罪があると思料するとき」は告発する義務があることに留意し、判断に迷う場合であっても警察へ通報、相談する。

④ 教職員等が逮捕された場合

- ・警察へ通報した結果、教職員等が逮捕された場合、教育委員会は警察と交渉し、入手可能な情報について収集に努める。

- ・教育委員会は、学校に対する捜査の必要について警察に確認し、情報を学校と共有し、在校生が混乱することがないように配慮する。

- ・教育委員会は、警察と連携し、逮捕事件の情報について継続的に入手できるようにつとめる。ただし、入手した情報は、被害者保護の観点から、共有すべき範囲について十分配慮する必要がある。

⑤ 報道機関への対応について

- ・教育委員会による報道機関への対応は、被害を受けた児童生徒の人権保護と学校教育への信頼を両立させる極めて重要な業務である。
- ・記者発表を行う前に、学校や関係機関と連携し、事実関係を正確に把握する必要がある。その際、被害を受けた児童生徒や関係者について、個人が特定される情報は絶対に公表してはならない。
- ・事実として確認できていることと、調査中のことは明確に区別し、憶測や未確認情報を発表してはならない。また、教育委員会としての責任を認め、再発防止に向けた取組を明示する必要がある。

⑥ 市長・議会・県教育委員会への報告

- ・教育委員会は、事案の概要について、一定の事実確認ができた後、適切な時期に市長や市議会への報告を行う。また、埼玉県教育委員会へも同様に、適宜報告を行う必要がある。

⑦ 中・長期の支援体制への移行

- ・初期対応が終了し、見守り体制となった時は、教育委員会は、担当指導主事を指定し、その後の動向について、定期的に情報収集を行い、教育長、学校教育部長などと共有を行う。
- ・継続的な支援として、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、被害を受けた児童生徒やその保護者等からの相談等に継続的かつ適切に対応し、落ち着いて教育を受ける環境の確保や学習支援、関係機関の連携等が行えるよう、学校を支援する。

⑧ 記録の作成、保管

- ・教育委員会では一連の動きについて、記録を作成・保存し、学校・教育委員会が行った一連の対応について、協議会による評価を受ける。

(3) 協議会と連携した未然防止に向けた取組

○ リスク事例の収集、研修会の実施

令和5年10月に発生した本市教職員の逮捕事件を受けて作成された、「朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書」の中では、事件発生前から当該教職員の様々な行動変容などが見られながらも、その違和感が組織内で共有されることがなく、組織マネジメントが十分に果たされていない状況が指摘されている。

こうした状態が、当該教職員の行動をエスカレートさせ、最終的には犯罪にいたってしまったことも考えられる。

そのため、学校内におけるヒヤリハットや教職員等の小さな非違行動などを各教職員等もしくは学校内にとどめず、広く共有し、今後の対応を検討する場が必要だと考える。様々なリスク事例を学校と教育委員会が共有し、対応策を講じることで、教職員等の変化にいち早く気づき、最終的に暴走してしまうことを阻止できるのではないかと考える。

検証方法

- ・毎年、1回程度、各学校から教育委員会へ、指定された期間に発生した事件や事故、ヒヤリハット事象について、事の大小を問わず文書にて報告する。
- ・報告は、事故、事件の単なる発生報告ではなく、今後の再発防止策を報告する。
- ・報告を受けた教育委員会はこれらを取りまとめ、リスク事例の内容、学校における対応、今後の対応策について聞き取りを行う。
- ・教育委員会は、聞き取り内容、学校における再発防止策などをまとめ、報告書を作成する。この報告書は、全教職員へ校務支援システム等を通じて共有する。
- ・また、教育委員会は、朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会に報告し、指導・助言を受ける。

6 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会の役割

- ・教職員等による性暴力の事案が発生した場合、教育委員会から報告を受け、その事案に係る対応について指導・助言を行う。
- ・教育委員会は学校と協力して調査にあたるが、調査にあたっては、協議会の指導・助言を得つつ必要な調査を行う。
- ・協議会は、学校や教育委員会が行う聴き取りについて、項目や方法が適切かどうかや補充の質問などについて必要なアドバイスを行う。
- ・事態の進捗に合わせて、学校や教育委員会の対応についての評価を依頼し、必要であれば、対応方法の変更、当該専門家の派遣など、必要な支援を行う。

7 その他

(ア) 体罰との問題構造の類似性

本指針は、教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の対処、早期発見・未然防止についての指針となっているが、問題の構造は教職員の体罰と類似性があると考えられる。そのため、日ごろからこどもの人権を尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもの異変に気づき、当事者意識をもつことで、教職員等による児童生徒性暴力等と同様、体罰についても早期発見、未然防止、適切な対処ができるものとする。

(イ) 被害を受けた児童生徒への聞き取りシート、初動報告シート（別紙参照）

(ウ) 参考文献・サイト

- ◇文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」
- ◇文部科学省ホームページ「生命を守る安全教育」
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html
- ◇埼玉県教育委員会「教職員事故不祥事根絶ポータルサイト」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/fusyouji-boushi/main6.html>
- ◇埼玉県教育委員会「不祥事根絶アクションプログラム」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/143496/fusyoujikonzetu-actionprogram0505.pdf>
- ◇埼玉県教育委員会「県立学校における盗撮防止等ガイドライン」
- ◇東京都教育委員会「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」
<https://www.spt.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/03/23/documents/2902.pdf>
- ◇富山県犯罪被害者等支援協議会「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」作成実務者会議「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」
<https://www.pref.toyama.jp/documents/30724/kyoushokuinmanual.pdf>
- ◇練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会「児童生徒への性加害を生まない風土をどう醸成していけばよいのか 一提言」
https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/kaigi/kaigiroku/kodomo/061025houshin.files/teigenn_full.pdf
- ◇福岡県 学校における性暴力事案対応マニュアル
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/222889.pdf>

別紙1

聞き取りシート

(

回目の聞き取り)

氏名		学年・学級	年 組	記録日 時間	年 月 日 : ~ :
聴取場所		聴取者 (職・氏名)		記録者 (職・氏名)	

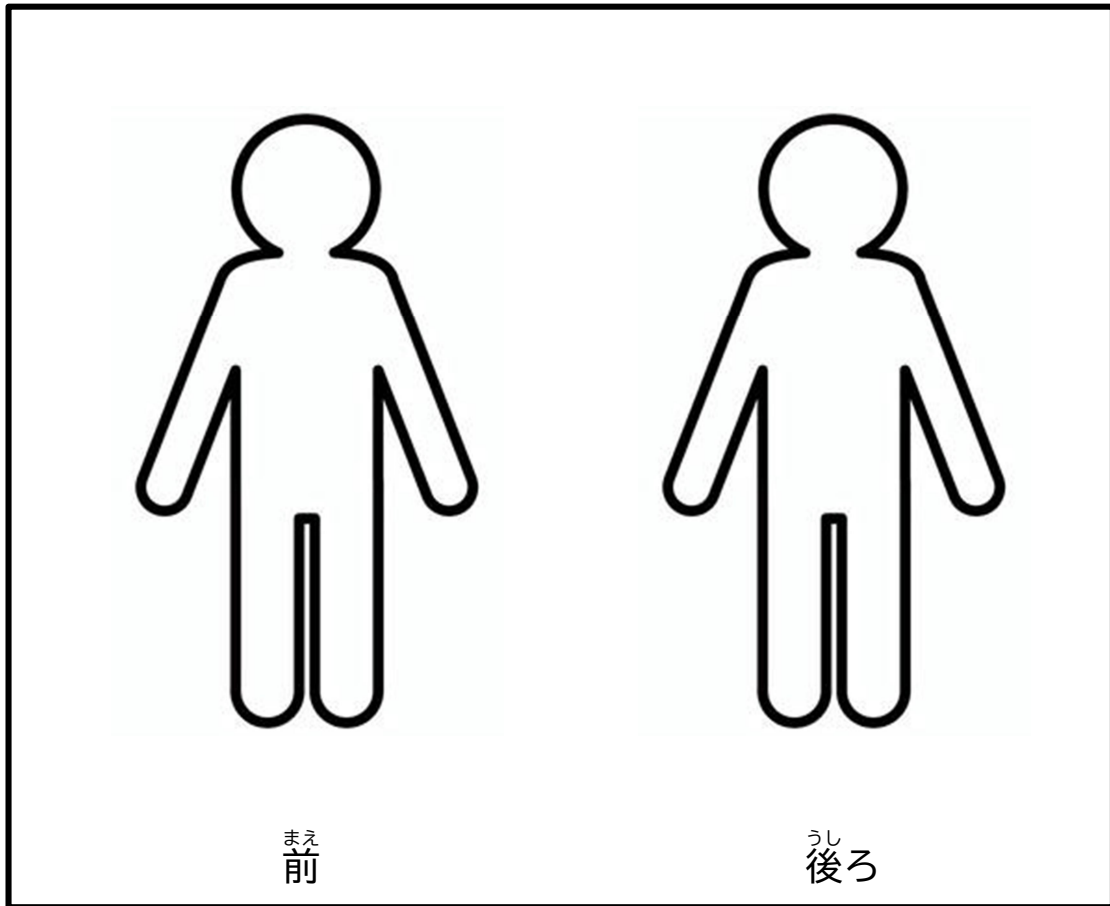
チェック	確認内容（事前）	チェック	確認内容（事後）
☐	児童生徒を誘導することなく、必要最小限の聞き取りをする。	☐	被害の内容・時間・場所について、確認した。
☐	児童生徒の言葉をできる限りそのまま記録する。		
☐	児童生徒を非難したり、否定したりすることは絶対にしない。		
☐	感情的な言葉遣いや無責任な言動を取らない。		
☐	聞き取りについて、保護者の同意を得ている。		

児童生徒の言葉（できる限り本人の言葉をそのまま記録する）※スペースが不足する場合は次ページを使用	
児童生徒の様子	児童生徒が希望していること

聞き取りシート (ページ)

児童生徒の言葉（できる限り本人の言葉をそのまま記録する）

○ 被害を受けた箇所（状況に応じて利用すること）



初動報告シート

子どもの権利条約の4つの原則

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。

それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆるこどもの権利の実現を考えるときに合わせて考えることが大切な「原則」としてとされています。

これらの原則は、日本のこどもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

1 差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。